

令和3年6月16日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課長 矢動丸栄二 まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘 財政課長 川原俊史 危機管理対策監 弥永正一 建設課長 高島真幸 産業課長兼 日高泰明 住民課長 扇智布由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 森園敦志 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年6月16日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第22号 上峰町新たな地場産品をつくる条例
- 日程第3 議案第23号 上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第24号 令和3年度上峰町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第25号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第26号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第27号 動産の買入れについて
- 日程第8 議案第28号 権利の放棄について
- 日程第9 議案第29号 上峰町固定資産評価員の選任について
- 日程第10 議案第30号 令和3年度上峰町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第31号 上峰町副町長の選任について
- 日程第12 発議第1号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則

午前9時30分 開議

○議長(中山五雄君)

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第21号

○議長(中山五雄君)

日程第1. 議案審議。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(上峰町税条例等の一部を改正する条例)。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第22号

○議長（中山五雄君）

日程第2．議案審議。

議案第22号 上峰町新たな地場産品をつくる条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

この関係につきましては、新たな地場産品を作り、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とするということですが、今現在、ふるさと納税の返礼品として結構ありますよね。そうすると、今回の場合は、今まである品目以外のやつというふうなことでのことなのか。それとも、今あるやつと同等のやつでもいいというものか、その辺をちょっとお聞かせください。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問の、今ある既存のふるさと産品であるか、また、新規の物に限るのかというふうなところで御質問を受けたところと思います。

現在、この条例に基づきまして、クラウドファンディングを行いまして、寄附を集めます産品につきましては、新たなというふうなところで、既存の産品については考えているところではございません。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

今おっしゃったのは、クラウドファンディングに上げるべき対象の商品、意欲ある事業者さんが地場産品を考える上でという前提だと思います。（「もう少し言いましょうか」と呼ぶ者あり）はい。

○8番（大川隆城君）

ちょっと理解があれやったかと思いますが、私が今聞いた趣旨は、今現在ある返礼品と同じやつでもいいのか、それとも、今まであるやつ以外のものをということになっているのかというのを確認したいということでお聞きしているわけです。

○町長（武廣勇平君）

今ちょっと確認を終えましたけれども、やはり新たな地場産品というものについて、例えば、お肉であればお肉の肥育農家さん方が施設整備をして、地場産品をさらに魅力的にするということを妨げることはございません。よって、その意味でいいますと、今、ふるさと納税に出すことだけを念頭にしているわけではありませんけれども、ふるさと納税の商品に既存のラインナップにあるからといって、それが産品として新たに提案できないということではないということでございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

11日の日に説明を受けましたけれども、この中で、ちょっと教えてもらいたいということ
を質問したいと思います。

クラウドファンディングというのは、これは11日のときにも質問出ましたけれども、資金
が集まればいいんですけれども、集まらないということもちょっと考えておかにゃいかん
ですね、私は大丈夫だろうと思いますけれども、考えておかにゃいかんと思います。その
場合に、目標額というのが決めておられるのかどうか。それで、目標額に達成せずに、もし、
目標額に達成せずに資金調達ができない可能性があったときに、要は第4条の第2項にも
ありますけど、その他の方法とありますけれども、それ以外に資金を集める方策といいま
すか、方法というのは考えられているのかどうか、お伺いをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

田中議員御質問のところで、まず、目標額といいますと、補助対象経費から持ってくる
こととなります。対象経費というふうなところの文言でございますが、建物の建設費であ
りますとか、製品を作ります設備の取得費、また、製品の開発費などがこの対象額に
含まれるところでございます。対象額から目標額を設定しまして、もちろん、目標額に
達成して、こちらもお金を補助金として事業者の方に交付して、新しい製品ができたら、
もちろんその目的に達成するわけでございますが、もちろん、達成せずに資金が寄附
だけで寄附の額が集まらなかったというふうな場合におきまして、それ以外の方法とい
うふうなところで条例化してはおりますが、この条例文につきましては、既存の国、
県の補助事業を活用するというふうなところの内容でありますとか、また、これの目的
のために寄附を受けたようなところの資金を継ぎ足すところございまして、この目
的達成のために町で独自に補助金を設立して当てるというふうなところは現状の段
階では考えていないところでございます。

○町長（武廣勇平君）

今、担当課長が申されたとおりです。その他の方法というのは、例えば、寄附を
したいと申出があった場合に、そのクラウドファンディングを締めた後にでもその事
業に対して魅力的に感じ、寄附をしたいという方がいらっしゃった場合に、そうし
た寄附について妨げないという意味でその他の方法というふうに書き記しているとい
うことであって、町がクラウドファンディングで、基本的には第1にクラウドファン
ディングで集めた額が充当されますけれども、補助金やら町単独事業で支援するとい
うようなことは制度上、そういう国、県の補助制度に乗っかっていくときには補助
することはあっても、町単独事業でそれを補助することは想定しておりません。

○5番（田中静雄君）

要は、ふるさと納税型の資金集めのことですから、要は寄附金控除型のふるさと納
税と一緒に、寄附金が、すると税金の控除になりますけれども、寄附金の控除型の
クラウドファン

ディングだろうと思います。

それで、11日のときに、お話の中で、起立工商のほうでマンパワーをお願いしてというお話が町長からありましたけれども、私は起立工商はどうでもいいんですけども、案外、全国から寄附してくれる人がおるんじゃないかなと自分では思っています。期待を込めて、案外できるんじゃないかなと、寄附金が集まってくるんじゃないかなと思っていますけれども、もし集まらないことも考えらにやいけませんので、できるだけ、いろんな補助金とか、いろんなお金を集めてもらって、事業が再開できるように頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

私も、この条例の中のその他の方法の支援ということでちょっとお聞きしたかったんですけど、今、田中議員のほうから聞かれて、執行部の説明ということで分かったんですけど、それでは、第7条の財政上の措置ということで、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」ということでありまして、先ほど町長の答弁にも、町の単独事業としては想定していないということであったのであれば、この必要な財政上の措置というのは、どのようなことか教えていただいてもよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

恐らく、まず寄附を受納するのが、例えば、このクラウドファンディング以外の寄附が入った場合のことを記していると思います。寄附を受納し、一旦町で受け取った後に、財政上、受け取った後、またその寄附を事業者に対して歳出するという意味で記載されているものだというふうに思います。

先ほど私が申し上げたのは、補助金として、このクラウドファンディングに、目標額に達していない部分について、自動的に補助金として町が拠出することは想定しておりませんし、あり得ないと思います。しかしながら、田中議員が先ほどおっしゃいましたように、例えば、町でそういった支援策を構築せよという命の下、仮にそういう補助事業の組立てをした場合においては、議員の皆様方にその御提起をして、ちゃんと予算の審議を経てやっていくということになるかと思いますが、現在のところ、そういうことは想定していないということをお知らせしたいと思います。

○3番（原 直弘君）

分かりました。今の町長の説明で分かったんですけど、もう一つこの間の、さきの全員協議会で、ちょっと中で話があったかもしれないんですけど、再度お聞きしたいんですけど、実際、目標額に達成すればいいんですけど、達成しなかったときに、その後の取扱いというの

はどのようになるのか、ちょっと改めてお聞きしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問の目標額に達していないところでありますこの寄附金の使い道でありますが、一般の寄附の使い道と同様のところで、町のほうでこの寄附を収納することになります。現状でふるさと納税の寄附を受けておりますところでも使い道については指定するところもありますので、そういったところで、この産業施策でありますとか、そういったところでこの寄附の使い道をですね、寄附を受け付ける際にも周知し、また、事業者にもそういった取扱いであるというふうなところを周知して、このクラウドファンディングを行っていくところと考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

分かりました。

それでは、基本的にはクラウドファンディングは年度年度で大体切って、その中で目標額を達成しなかったら、また別に充てるという考えで理解しておいてよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

おっしゃいますとおり、年度で区切る形になるかと思いますが、応募の機会につきましては、またそれぞれの製品の取扱い、そういった事業の大きな事業でありますところになると、長くなったりとか、そういったところも考えられますが、基本的には年度年度で区切って収支を決算していくようなところで考えております。

○1番（鈴木千春君）

同僚議員も各位それぞれ質問させていただいて、私も聞こうと思っていたことがちょっと答弁の中で聞かせていただいたので、私からは1点お伺いしたいんですけども、クラウドファンディングで未成立になってしまった場合でも、本人はこの上峰町のふるさと納税への出品に積極的で、自分のお金を投じて町内に事業所を造って新たな製品を作る場合もあられるかと思うんですけども、そうなった場合に、この事業を通じて参画してくる意思があって、この事業をきっかけに上峰に参画してきた方々のケアとして、本事業の6条にあります「町は、事業者と連携し、新たな地場製品のブランド化を進め、その魅力を発信するものとする。」というふうにあるかと思うんですけども、質問というか、ちょっと要望に近いような形になってしまうんですけども、質問というか、ちょっと要望に近いような形になってしまうんですけども、不成立だった場合でも、もし参画してくる方がいたら、そういうケアをしていただきたいなと思うんですけども、その点についてはいかがお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

クラウドファンディングをかけまして、目標額の設定でもございますが、満額をこの寄附で集めるというふうなところの組立て、また、自分の手出しも含めたところでこの事業を

行っていただくというふうな事業者様のところのお話合いのところでももちろんこのクラウドファンディングの目標額を決めるところと思います。

もちろん、その額が達成するところで事業を図っていただくところなんですが、もちろん事業者様の手出しはあってしかるべきかなというふうなところで、満額、町がこのクラウドファンディングで寄附を集めたもので製品を作り上げるというふうなところは、ケース的なところはそれが理想でございますが、なかなか難しいところでもありますので、そういった事業者の方がもちろん負担なしにこの製品を開発できることではないと思います。

また、うちのほうにこのクラウドファンディングをかけまして、未成立となった場合につきましても、その次の、どういったところが魅力的なところで欠けたのか、そういうところの修正を含めまして、話合いの末、また事業に取り組んでいけたらというふうなところで考えるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

ごめんなさい、ちょっと質問が悪かったので、結論というか、極端な話、不成立だった方も、要するに、この事業を通じて入ってきてくれたので、そのタイミングで入ってきたのであれば、何かしらのケアをしていただきたいということで、ブランド発信、ブランド化、その魅力を発信するあれに含めていただけないかなという要望だったんですけど、その点のみ答えていただけますでしょうか。今、やるということが明言できないということであれば、御検討いただけるという回答でもいいんですが、そういう考えをお持ちいただきたいという要望です。

○産業課長（日高泰明君）

ブランド発信についての未成立だった場合の取組でございますが、もちろん製品ができ上がっての発信だと思います。そういったところで、相談には乗っていくところでございますが、あくまで成立したものにつきまして発信をしていきたい。また、未成立の場合はそれを補填するような、修正するようなところでまた改めてクラウドファンディングに図ってくるような、そういったケアを行っていきたいというふうなところで考えます。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと補足なんですが、今、クラウドファンディングをやっているポータルサイトの現状を見ますと、テストマーケティングのように使われていると理解しております。よって、寄附の見込みが少ない場合は、一旦そこで改めて、ポータルサイトと相談しながら、もちろん要件に乗った形で新たな目標設定をして、寄附を募ったり、それで、規模を縮小してまた立ち上げたりというようなことが見られております。そういったポータル側の仕組みがそれぞれ違うものですが、それぞれの仕組みに合ったところで、基本的に本町とのクラウドファンディングで得た収入についての拠出については、厳格に要件をしっかりと整えていた

だかなければ、参加していただくこともできないし、拠出することもできないというふうなルールの下、そこは臨機応変に対応されていくべきものなんだろうなというふうに現状考えております。

これまで本町におきましても、そうした形でガバメントクラウドファンディングは行ってきたというところでございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

ちょっとまた目標額の関係なんですけど、実はこの条例の目的からすると、若干、もうちょっと柔軟な対応が必要じゃないかなということではあるんですけど、実は目標額というのは、例えば、1,000千円に設定しておきます。そうしたら、事業者は1,000千円設定しているんですけど、クラウドファンディングで、例えば、980千円とか、990千円とか、1つ足りなかった場合でも、今の条例とか執行部の説明からすると未達成ということで、そのままその事業ができないということになるので、少し柔軟な対応を、例えば、終盤の時点で目標額にもう少し足りないのであれば、例えば、変更で事業の計画をもうちょっと見直して落としてもらうとか、そういった形でできれば、この条例の目的には、より理想的に近づくんじゃないかということで考えますけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

そのとおりだと思います。今おっしゃったように、私は先ほど鈴木議員に申し上げたのは、目標額の設定は、時間延長もできるし、臨機応変にサイト側で変えられると、事業者との打合せの中でですね。よって、例えば、1,000千円の寄附を例にとりますと、500千円しか集まらなかった場合に、500千円の寄附でできる範囲にもう一回設定し直すということが可能です。しかし、1,000千円の寄附を目標額にしている、980千円とか迫った場合、その場合は恐らく要件の見直しはなかなか非常にしづらいだろうなと、1,000千円分のものを想定しているがゆえに。すなわち、先ほど質疑にもありましたけれども、自らの手出しプラス寄附金で賄って事業についてやっていきたいという部分があるやに聞いています。

先進地では、そうした寄附金の目標額に迫ったところは要協議というようなものを規則以下に入れて協議するような形を取っているところもあるようでありますので、その点は議員の御指摘を受けて検討をしていくべきものなんだろうなというふうに思いました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第23号

○議長（中山五雄君）

日程第3．議案審議。

議案第23号 上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第24号

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案審議。

議案第24号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

まず、5ページですけど、目の12．ふるさと寄附金の基金繰入れには問題ないですが、この基金の残高を教えてくださいと思います。

それが1点と、次の2点目は、次のページ、6ページですね。款の20の諸収入で、地域通貨チャージ収入が65,000千円計上されておりますが、これについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

それと、9ページ、目の18．中心市街地活性化事業費の18節．負担金、補助及び交付金のところで、合同会社設立時町出資部分公租公課負担金28,147千円ですが、これについてももう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

以上、3点よろしくをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

基金残高のほうからですね。御質疑のあったところの5ページになりますでしょうか、こちらのところの基金残高のほうからなんですけれども、議決後のベースを仮定した場合ということでした場合が、6,533,200千円ほどになるかというふうに行っているところでございます。

それと、すみません、併せまして、その間にちょっとチャージ収入の件ありましたけれども、その後に公租公課のことがありましたので、ページ9の公租公課の件について、ちょっと私のほうから併せて御説明を差し上げたいというふうに思っております。

公租公課の分につきましては、こちらのほうは昨年度の議会におきまして、徴収の土地につきまして合同会社へ現物出資をすることに関しまして、議決を頂戴いたしましたところでございます。

これに伴いまして、現物出資を原因に町から合同会社のほうへ所有権移転登記を行う国税といたしまして、登録免許税が評価額に対して1000分の20課税をされます。また、この現物出資に伴う不動産は、設立された合同会社の資本として計上されますので、会社設立時に資本に対する国税として別途また登録免許税が1000分の7課税されます。さらに、現物出資により不動産を取得することになりますので、併せて県税として不動産取得税が100分の3課税されることになります。これを資本の額といたしまして、町からの現物出資相当額が493,792,888円ですので、それぞれ1000分の0.7、それと1000分の20、それと100分の3を掛けていきますと、28,147千円ほどということになります。

これは町から出資する不動産に係る、課税に係る部分のみということではしているところでございます。もちろん、特に設立時の会社登記に係ります民間パートナーからの出資部分に関しては、当然加味しないということではしております。

また、町出資部分の不動産に係る公租公課に関しての負担という形で御理解を頂戴できればというふうに思っております。

以上でございます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の雑入の歳入の地域通貨チャージ収入の65,000千円について御説明させていただきます。

地域通貨ミネカのチャージ事業収入としまして、1人当たり10千円まで購入できるというふうなところで、購入いただいた10千円で12千円のポイントを付加するというふうなチャージ収入事業を実施するところの、この負担される歳入でございます。購入された10千円の額の収入でございます。

購入される最大10千円の額の収入としまして、この地域通貨チャージ収入として65,000千円上げておりまして、積算としましては、現在の上峰町の人口を含めたところで1万人と積算しまして、執行率が皆様どのぐらい買っていただけるかなというふうなところで、見当の目算ですが、65%程度かなというふうなところでうちのほうで積算をちょっとしたところでございます。その見込みのパーセンテージを掛けまして、65,000千円の負担、購入していただいたところの負担金分といったところでこの雑入の地域通貨チャージ収入で上げております。この地域通貨チャージ収入でございますが、歳出のほうの7.2.1の商工観光費の中の18節の負担金、補助及び交付金の地域通貨発行負担金の中に充当されるところでございます。

以上でございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大変申し訳ございません。先ほどの質問の中で、基金の残高、これに関して、すみません、手元の資料がちょっとずれておりまして、誤っておりました。正確な額を申し上げます。大

変更し訳ございませんでした。5,915,262千円という形になります。大変申し訳ございません。訂正方、よろしくお願い申し上げます。

○4番（吉田 豊君）

ミネカの件でちょっとお尋ねしますが、10千円のミネカチャージを買ったと、これを単純に割ると65%ですよ、それは説明で分かりましたが、このときの消費税は要らないんですか。満額、買っていただいた分だけ収入としてあるようですが、このときの消費税は発生しないのかどうか、それについてお尋ねします。

○産業課長（日高泰明君）

このポイントの発行につきまして、消費税のというふうなところでは、歳入、また支出のところでも上がってくるところではございません。

以上でございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○4番（吉田 豊君）

9ページの負担金、補助の件で、今、説明を受けて分かったんですが、これは説明書きのところでは、公課の負担金になっていますが、通常、負担金はその構成している合同会社で、例えば、総額が28,147千円ならば、出資比率の50、50だから、50%町が負担して、あとの50%はあと残りの5者に負担していただくというふうなのが負担金の在り方だと思うんですが、それについて説明をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

50、50というのは議決権の割合ということでございました。それで、今回の場合は、町が現物出資をした土地相当に係るところで算定を差し上げているという状況でございますので、そういったことで計算をしております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

例えば、県税の取得税なんて、取得したものに係る税金なんですよ。それをやった人間が負担するのは、ちょっと私はおかしいと思うんですが、私の納得する説明をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

お考えについては、私もそこに関しては理解をするところではございますけれども、なぜ負担するのかというところかというふうには思っております。

議員も御承知のとおり、不動産登記する場合は、登記の権利者となる場合が登録免許税であったり、不動産取得税というのが課税されます。これは町が取得する場合とか、人的非課税ということになりますので、今まで、多分、町が取得する部分に関しては変わったことはないのかというふうには思っております。

今回はちょっと逆で、登記の義務者、合同会社が権利者となるため、合同会社が課税対象ということでは議員お見込みのとおりかというふうには思っております。

ただ、出資者の中に、町も名前は連ねておりますが、法人格別ということにもなりますし、町は現金としての出資ではなく、不動産を出資しているということになっております。ですので、これに伴います公租公課に関して応分の負担をしていくという形の趣旨でございますので、御理解のほど頂戴したいというふうに思っております。

○4番（吉田 豊君）

理解せろと言われてたって理解できないような内容だと私は思うんですけど。

じゃ、例えば、国内では上峰だけが最初の取組の今回の事業の方法なんですけど、例えば、何というんですか、先進事例もないですね。どがん言うぎよかかな。

とにかく、本来、室長が言われるように、登録免許税なり取得税というのは、手にした者が払うべきものであるから、私はこれに対してはちょっと疑義があるんですけど、ちょっと皆さんの意見を参酌しながら最終決定をしたいと思えます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

17ページをお願いします。

土木費の目の2. 道路維持費の12の委託料、調査設計業務委託料13,000千円のこと。それから、その下のほうの目の2の道路新設改良費の節の12. 委託料、それと、工事請負費、この辺をもう少し具体的に説明をお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

大川隆城議員の御質問で、まず、道路維持費の節の12. 委託料の調査設計業務委託料13,000千円につきましては、佐賀県流域治水推進事業費の調査設計業務の委託料となっております。この半額につきましては、歳入のほうで県費補助金として上げているところでございます。

続きまして、目の3. 道路新設改良費の節12. 委託料、調査設計業務委託料、こちらにつきましては、下津毛三田川線の路線測量調査設計等の分と、その他、坊所南北線、こちらのほうの調査設計委託料でございます。

節の14. 工事請負費でございます。こちらにつきましては、坊所南北線の道路改良事業費の工事費が大部分を占めているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

目の2の道路維持費の委託料13,000千円が、これは流域治水推進事業に代わるものという説明をいただきましたが、昨日までの一般質問の中でもこの話が出ておりまして、今年度は対象地区は前牟田地区というような説明があったかと思えます。そうすると、この事業の説明の中では、同自治体から複数箇所申請も可能でありますという説明もありました。そうすると、やっぱり冠水関係は前牟田地区、それに江迎地区も御案内のとおりでありますから、

やはり前牟田だけじゃなし、江迎地区もとかしていくべきじゃなかろうかと思うわけですよ。

例えば、1年に1か所ということであるとするならば、来年は江迎をとということ、次は坊所、堤をとというふうなことで考えてあるのか。そして、それが可能なのか、その辺お聞かせください。

○建設課長（高島真幸君）

先日の一般質問等でもお答えしましたとおり、今回、創設されました補助金でございますが、期限等はございませんので、上峰町としても、翌年度以降も申請をしていき、前牟田地区以外の地区についても、調査等を行いたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

次に、これらでみてやるという考えがあるということではありますが、じゃ、それならば先ほど言いましたように、複数箇所申請も可能ということであれば、今年、一番冠水地区が多い前牟田に加えて江迎も何でせんのですか。大体、2年も3年も前から全体的な調査をやりなさいという話は毎回してきていましたが、なかなかそれは必要だ必要だという話はあつたけど、されていなかった。今回、調査をするようになったということでも前進したと思いますが、前牟田だけじゃなくて、やはり今、繰り返し言いますが、複数箇所申請可能とするならば、前牟田、江迎は一緒にしてするとかせんことには、1年でも遅れれば、それだけ整備は遅れるということでもありますから、せめて前牟田、江迎一緒にということでも、これからでも再度申請をするとか、そういうことはできませんか。考えられませんか。

○町長（武廣勇平君）

これは最初から南部も含めて、この流域治水事業の調査費用について上げていくと建設課長は申し上げてきたと思います。その辺が伝わっていなかったのかなと思います。前牟田に決して限定して調査費を申請する予定ではございません。

ただし、県の予算の上限がありますので、どの範囲までそれが申請によって充当されるかについては、県も当然、市町の割当てがあると思いますから、そのボリューム感というものも、今後の申請時のやり取りの中で把握しながら、できるだけ町としては該当箇所を広く申請していくつもりでございます。

○8番（大川隆城君）

今、町長からお話を聞いて、ああ、そうなのかと思いましたがけれども、昨日までの課長の説明では、前牟田地区というふうな言われ続けましたね。江迎のということは一言も触れられなかった。じゃ、ここで、今言う前牟田地区とは言いながらも、だけじゃなくて同じ流域の江迎も含めてということによって言ってくださいよ。そうすると安心しますから。

○町長（武廣勇平君）

大変申し訳ございませんでした。たしか議会一般質問のやり取りの中で、江迎地区のク

リークについての提案もあって、そのときに流域治水の事業費が今年から新設されたと、そして、今後、申請対象にしていく趣旨の話をしたと私自身は認識しておりましたが、そのように前牟田地区が取り上げられて質問がございましたので、その部分をフォーカスして答弁したことによって、議員に誤解を与えているとすれば、そうしたつもりではないことを私から申し上げます。

○8番（大川隆城君）

今の件は前牟田地区及び江迎地区を対象としてということで理解をいたしました。

次に、目の2の道路新設改良費関係で、先ほど調査設計業務委託で77,000千円強の部分が下津毛三田川線及び坊所南北線ということでありますが、この関係で下津毛三田川線といたら、私も一般質問で取り上げておりました例の変則五差路も関係しているわけですが、そして、行政報告では特に交差点改良をメインとしてやりますというようなこともうたわれておりました。じゃ、この交差点改良関係で、この77,000千円のうちのどれだけぐらい当ててされているものか、それをちょっとよかったら教えてください。

○建設課長（高島真幸君）

今回の77,538千円のうち、下津毛三田川線に係る委託料に関しましては、60,269千円を見込んでいます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

それだけかけてやるということで理解しました。

そうすると、この交差点改良関係も、今年、来年が設計等及び用地買収というような説明がありまして、令和4年が工事実施というふうに説明されていたと思いますよね。これもお願いですけれども、できるだけ早く工事に入ってもらうようにしてもらいたいと思います。皆さん御案内のとおり、なかなかそこも危険箇所でもあることは間違いありませんので、その辺を十分お考えいただいて、できれば——今年、来年が設計と用地買収で、令和5年ということだったですね、工事着工見込みは。それを、できれば来年でもできるように、ぜひ頑張ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（高島真幸君）

補助金事業でございますので、その辺は要望等含めて、順調に、円滑に進むよう頑張りたいと思っています。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

まずは先ほど同僚議員から確認というか、質問があった9ページの節の18の合同会社への公租公課負担金の件ですけど、先ほど課長の説明から、出資比率に応じたということで説明がありましたけど、そしたら、町が出資した額が約95%、そして、事業者が今度出資した分

が約5%なので、その比率で今回事業者がこの分を負担する分は5%なのかどうかの確認と、もう一つが8ページ、同じ所管だと思うんですけど、企画費の12の委託料の中で、地域ブランディング事業業務委託料の3億円ということで計上されてありますけど、この内容についてお聞きしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原議員からの御質疑ですけれども、初めの負担部分に関しましては、お見込みのとおりということになります。

それともう一つの地域ブランディングのほうになります。こちらのほうにつきましては、地域ブランディング事業につきましては、地域資源の磨き上げ事業というような形で、まずはそこを軸にしていきたいというふうに思っております。これはちょっと先般、昨年でしたかね、いろいろアニメとか動画をやりましたけれども、これが全国的には非常にヒットをした形になっておまして、各種マスコミからもいろいろ取り上げられておられるという状況でございます。数値で申し上げますと、290万アクセスということで、これは自治体の動画としてはかなり異例というような形になっておりますので、ここをちょっとひとつ契機をいただいたものですから、ここを軸にいろいろな幅広の展開をさせていただければというようなことも考えているところでございます。そういったものプラス、例えば、移住・定住者向けのPR事業であったりとか、あとはそういった為朝関連のものを教えたような事業であったりとか、また、メディア広報、そういったものとかも含めたところでの経費という形で御理解を頂戴できればというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

いろいろ今、課長のほうから上げていただきましたけど、この3億円の積算の内訳というか、それをどのように見込むというか、積算を上げてあるのか、お聞きします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

非常にざっくりした形で申し上げることになるかとは思いますが。

まず、地域資源の磨き上げといたしまして、77,000千円ほど。それと、移住・定住向けのPR的なものとして、10,000千円。それとあと、これまでに制作した動画とかがございますので、こちらのほうも、ちょっと本日、ショートショートの方のアジア2021ですかね、こちらの大賞が今日決まるというようなことではありますけれども、そちらの動画も好調でございまして、こちらはまだ鮮度がありますので、こういったものを生かすという形での使用的なもので10,000千円ほどというふうに考えております。あとは為朝関連事業とかでは、為朝のグッズとか、あとは案内とか、こういったものも含めたところで110,000千円ほど考えております。

また、王将戦等の開催等もございまして、そういったものに関して5,000千円。あと、

中心市街地関係につきましても、議会の中でもいろいろ広報とか、そういったものを積極的にやっていってほしい、あるいは合同会社から得た情報に関しては、速やかに出してほしいというような意見も賜った経緯もございます。ですので、こういったものも含めたところでも、中心市街地に関しても、広く世に知らしめていくための経費として80,000千円ほどというふうな形で考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、昨年度、魅力発信拠点づくり事業委託ということであったんですけど、内容的にはほぼほぼ変わらないということでの理解でよろしいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ほぼそういうような事業となかなか似ているところはあるかと思えます。恐らくは事業名称が変わっているので何でかというような感じかなというふうには思うんですけども、前回しておりました魅力発信事業、これにつきましては、地方創生推進交付金を平成30年度、令和元年度、令和2年度の3か年度事業でしてございました。そこで補助事業としての名称でございましたので、そちらのほうで終結をいたしました関係上、ちょっと事業的なもので区切りをつけたほうが分かりやすいということで、今回そういうことでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

同僚議員とかぶる案件がございますが、今、同僚議員が御質問をされました8ページの企画費の中の地域ブランディング委託料の3億円というのについて、私も質問をさせていただきたいなと思っております。

中身がなかなか難しい。3億円ですもんね。まず、ここで1点目お尋ねしたいのは、定住促進との関連はあるのかなのか、まずお尋ねをいたします。

それともう一点、9ページの目の18. 中心市街地活性化費の中の節の12. 委託料の中の8,300千円、LABV方式のアドバイザーの件ですが、これは必要なのかなと。どうしてもLABV方式というのは理解しかねない部分、デメリット、メリットというふうなことで一般質問でもさせていただきましたけれども、LABV方式を採用されて、デメリットはあるのかなのか、メリットはあるのかという質問をする中で、なかなか回答が出てこなかった経緯がございます。この8,300千円はアドバイザーという名称になっていますよね。これは、町がお金を出してアドバイザーを受けるといったことなのかどうか、まず1点お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

LABVアドバイザー一委託料については、かねてから議会からも御質疑いただいているように、大変分かりづらくて難しいんだという御質疑、御下問いただいております。そして、我々も、町で直接そういったアドバイザー契約を結んで、町側の人間としてしっかりと説明をしたり、また、合同会社の中におきましても、LABVの考え方、そして、民間事業者との調整等も行っていく上で、専門的な視点を持ち込みたいということで考えてございます。

この人物2名を想定していきたいと思っておりますけれども、その契約によって、より住民の皆様、議員の皆様方に、我々がやっていこうとしていることが分かりやすく伝わることを想定して、予算措置をしているところでございます。

創生室長から、答弁漏れがあれば答弁いたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まずは1点目のところの地域ブランディングにおけます移住・定住に関してなんですけれども、これは、ちょっとまず上峰町というものを知っていただくということが非常に大事です。移住・定住人口を今後増やしていく。中心市街地の中でも住宅政策とかで今後、定住人口の促進を図るための住宅の建設とか、こういったものも予定しているところではございます。そういったところにもつなげていきたいという思いもございますし、まずは上峰町を知っていただかないと、移住・定住にはまずつながりません。ですので、ふるさと納税で認知度を高めたとはいえ、上峰町自体そのものに関する認知度をまだまだ浸透させていく必要があるだろうということを考えているところでございます。

それともう1点目のほうのLABVアドバイザー一委託料についてなんですけれども、先ほど……（「どちらか1つずつお願いしますよ。2点に分けて質問しているんだから」と呼ぶ者あり）では、ここですみません、失礼します。

○7番（吉富 隆君）

9ページのほう、中心市街地の関連で、町長のほうから御説明をいただきましたが、LABV方式は行政の方は熟知をしてあると僕は判断していました。アドバイザーなんか要らないでしょうと、僕はそう判断をいたしました。だから、非常に日本で初めての取組であって、時間的なものはずれても慎重にやってくださいよという一般質問の中でも再三私は質問してきました。そういう中で合同会社ができる。LABV方式が、合同会社の民間級の方々も熟知してあるものだと僕は判断をしていたんでね。そうすると、これは町が出すんじゃないかと、合同会社でこのアドバイザー的なものが必要とあれば、組むべきではなかろうかなという感じが僕はしたもんですからお尋ねをしているわけです。その辺について、町長さんどうでしょう、お考えを。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

合同会社で直接すべきじゃないかという御意見かというふうに承ったところではございます。確かに中心となって業務を行うのは合同会社ということにはなります。合同会社におけます意思決定の過程におきましては、町が50持っているというのは御承知のことかというふうに思っております。これは合同会社内におけます意思の多くを握っているということになります。つまり、裏を返せば、意思表示の際にミスリードはできないということになってきます。的確な判断を私たちのほうもしていかなきゃいけないんですが、アドバイザーを受けた上で町がイニシアチブを持つ必要があるというふうに考えているところでございます。

また、民間事業パートナーにおきましても、様々な意見を持っておるというふうに思っております。それぞれの知見を提供はしてはくださっております。私もそういった意見をそしゃくしていくわけなんですけど、情報自体の取捨選択、精度、確度、こういったものを選択、吟味する際に最良の手法を構築していくということが求められていきます。そういった際にはアドバイザーの知見を基に、適切な選択をしていくことが必要かというふうな考えに至ったところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

裏を返せばと、今、室長さん申し上げられましたけれども、私は単純に質問しているんですよ。LABVで、僕はなかなか理解しきれないでいる。そういったことを含めたところで合同会社ができただから、合同会社でアドバイスを受けていく、日本で初めての取組なんですから、私は合同会社の設立を待っていた、できた、先に進めてくださいと僕は昨日も申し上げましたが、そこでこの予算は組むべきじゃないのかなと思いました。そうしないと、町の負担で、まだどんどん出てくるのではなかろうかというふうに思いますよね。今までの同僚議員、私も質問をしてきましたが、どういう質問をしても合同会社で決めますよということは再三再四議会では執行部は答弁していますよね。そうでしょう。

資本金ができた、町からは現物支給だという話はもともと聞いていましたんで、そういう中で私も、じゃ、これだけで町は出す金はないのかどうかという質問は僕はしてきていますよ。議事録見てください。そういう中で、町の財政というのは、私は頭から外すことはできないと思っていますから。組織というものはそういうものだろうと思います。

だから、この問題については、非常に難しい問題かと思うけれども、町に金があるにしても、やっぱり町民の皆さんが、いつでき上がるとかいというふうな話は同僚議員も聞いておられますし、関心度が高い案件である。しかしながら、やっぱり我々議会の立場から見ると、やっぱり町からこれだけの金をつぎ込んで、今後も出てくるであろうと想定をするんですが、町からの金が出ないような話であった。案件が進むにつれて、出さなきゃならない部分もありますよと変わってきましたよね、室長さんの答弁では。変わってきていますよ。だから、そういったことを含めたところで慎重にこれはやるべきだなと思っています。合同会社につ

いては、合同会社が云々という話はもう腹いっぱい私ども聞いてきましたけれども、やっぱり町の財政って、この小さか町で本当に関心度が高い案件であると。しかし、これは前に進めてくださいという中で、合同会社で議論をしてアドバイザーが必要ならば、合同会社で契約を予算組んですればいいじゃないですか。資金調達の問題もこれは関連しますからね、それは大変難しい問題とはいえども、私が今まで考えた中では、行政が軸でしょうという話をさせていただきました。しかしながら、合同会社で決めますという話で、前に進まなかった経緯なんです。それが8,300千円と、小さか金かも分かりません。私から見ると、大きな金であろうというふうに思います。

LABV方式を採用した上にこういったことがやっていかざるを得ない、民間とタイアップしてやっていくのがLABV方式であろうというふうに思いますのでね。

例えば、ほかの案件でやれば、国の補助とかいろいろな問題等々もあったんでしょ。ところが、LABV方式を採用することによって、合同会社で金も運営も作っていかなくちゃならないと僕は思っていたんでね、なるべく町の負担を少なくするべきであろうというふうに思っています。そう言いながらも、要る金は出さなくちゃいけないときが来るであろうとは予測はしますが、この合同会社ができて6月定例会でこういった予算を組まれるということに大きな疑問を僕は持ったんですよ、小さい金と言いながらもね。

この辺について、非常に私は危惧をしております。だからといって、僕はこれをやるなどというようなことじゃないですよ。そこら辺について、いま一度説明をいただきたいなと思います。

○町長（武廣勇平君）

大変御指摘ありがとうございます。私どもは、今、このLABVを語る上では、PPP全体を理解しなければいけませんし、公設で行う場合のメリットとデメリット、PPPいろんな形がありますけれども、それを総覧できる、そして、それをポイントで分かりやすく伝えることが議論の中のやり取りが必要としているなど、先日の出資の割合についても、クロイドンの事例と、この日本での初めてのLABVの事例、どちらがより住民にとって誠意のある対応なのかとか、また、住民にとって分かりやすく説明する上でも、やはり構造全体を把握している有識者が要るというふうな考えに至りました。その考え方をしっかりとこの議場に持ち込まなければ、なかなか十分な説明というふうにはいかないだろうと。

かねてより議員の皆様方から御指摘いただいておりますように、これには議論を尽くしてしっかりと中心市街地には臨んでいきたいという姿勢はあるものの、守秘義務のかかった民間事業者との合同事業体としての上峰町という側面もありますので、どの範囲までが申し上げられることなのか、そうした答弁の範囲についても、やはりしっかりと考え方をもち寄って、アドバイスをいただきながら進めていく必要があるなど。そういう意味で先ほど室長が申しましたように、慎重であるべきだというふうなことで思っております。

やはり私どももファイナンスの部分であったり、行政の、設計して建てるところまでは分かりますが、金融の知識であったり、そうしたものが不足しているところもあります。そうした経験をやはり持った人の言葉と、それを金融機関から聞いてきたような、借りてきたような言葉とはやはり説得、どちらが説得的かといいますと、やはり有識者がいらっしやっただろうが、議員の皆様方にも説明が尽くされるだろうという思いでございます。

PR、説明をしっかりとする上での措置だということをぜひ御理解いただければ、ありがたく存じます。

○7番（吉富 隆君）

町長から御説明がありました。これは私は考え方として、LABV方式を採用するときには執行部は熟知してあると僕は思ったんですよ。そうしないと採用できないはずなんですよ、そうでしょう。執行部は、LABV方式はこういうものですよ、こういったときはこうなりますよというようなことは、きちとした形で熟知をしてあったであろうと。そうしないと、これはLABV方式というのは日本で初めての事業なので、なかなか取り組むのには問題があるであろうと私は思っていました。ところが、この予算書を見ると、8,300千円の予算計上がなされておるので、無駄ではないのかなという感じをしました、僕は。正直ね。

だから、説明をするという意味は町長、理解しますよ。町民の皆さんにきちとした形で説明するという事は理解はします。だとするならば、合同会社ということが設立できたので、合同会社で予算計上して、合同会社から発信をすると、昨日もそういった議論は出てきました。説明の発信というのはね。非常に難しい問題とはいえ、私一人がこういう考え方なのかどうか分かりませんが、これには物すごく僕は興味を持っていたんですよ、LABV方式というのは。いろいろな方ともお会いして、話も聞いております。しかしながら、最終的な判断は僕なんですよ。人のことを当てにして、今、議会で質問はできないというふうに僕は思っていますので。

残念ですけども、この町のトップの町長がきちとした形で町民の皆さんにもきちっと説明ができるための8,300千円の予算、アドバイスを受けるというような説明でありました。その理由も分からないわけじゃない。当初の取組が、何回も言うようですが、当初の取組でLABV方式を採用した時点ではもう執行部は熟知してあるというふうに判断したもんだから質問させていただいているところですよ。しかしながら、難しい問題があるなというのは理解もしますし、8,300千円ですね、合同会社じゃなくて、町長がきちっと説明ができるようにするという事で理解していいですかね。

町長。今、町長が答弁されたように、いろいろなまだしがらみもあり、100%熟知をされていないとは理解するものの中で、町長が合同会社じゃなくて、町として説明ができるような予算であるということで理解しておってよろしゅうございますか。

○町長（武廣勇平君）

ありがとうございます。ちょっと私が説明不足だったところが1つございました。実は、このLABV方式を採用した我々は、御教示をいただいて、このLABV方式を採用しております。それはこれまでも委託業務が発生する中で、LABVについての説明を受けて、我々がこのLABV方式を新設したわけではありませんで、これまでも指導を受けながら進めてきたという現状があります。

しかし、合同会社ができた4月23日前の3月31日でこの契約が切れておりまして、それを引き続き契約を継続させていただきながら、行政側としてしっかりと説明、住民、そして、議会の皆様方にも説明ができるような環境を整えさせていただけないかということで考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

非常にLABV方式の考え方なんですけどね。今の町長の答弁を聞きますと、先に進めない、雲をつかむような話になっちゃいますよ。やっぱり町長さんが、こういったことできちっとした説明ができるアドバイザーが必要になったということで理解をしてよろしいですかと、僕はこうお尋ねしているんですから。そうでしょう。やっぱり説明をきちっとするためにアドバイザーが必要でしょう、LABV方式。そうじゃないんですか。

○町長（武廣勇平君）

実はこれまでもそのアドバイザーがいらっしゃったと。業務委託契約の下、アドバイスを受けながら、我々もこのPPP全体を見通して、どの方式が一番この上峰町の今の現状に適しているかということで考えてまいりました。その契約を継続させていただきたいと。だから、新規にアドバイザーが必要になったという趣旨ではございません。これまでも契約をしていたわけでございますし、今後、LABVが本格始動していく上で、引き続きこのアドバイザー契約を結ばせていただきたいというふうに考えているところであります。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、この8,300千円というのは、令和3年度分の補正予算ということで理解してよろしゅうございますか。じゃ、来年もまたこういう問題が出てきますよということも含めてよろしゅうございますか。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。（「いや、ちょっと待ってください、議長。目の6の企画のところの地域ブランディングの説明はまだ受けていませんので」と呼ぶ者あり）

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほどちょっと途中で中座した部分でございますが、移住・定住の関係だったというふうに思っております。移住・定住に関しましては、まずは上峰町を知っていただくことが非常

に大事ですということが念頭にあるかというふうに考えております。これまでふるさと納税など全国的な知名度というのは、それなりに覚知されるレベルにはなっているかなとは思っておりますけれども、ただ、それはこれまで関係人口という形で増えてきたというふうに理解をしているところでございます。今後、これを実行して、上峰町自体に移住・定住を増やすということになると、もう少し一歩踏み込んだような形での施策が必要になってくるというふうに考えております。実際、中心市街地活性化事業の中の一つのプロジェクトとして、住宅政策みたいなものが入っております。こういったものも移住・定住によりまして、上峰町に人口を今後増やしていけるような一つの仕掛け、こういったものを設けるというような形で考えておまして、そういうものための動機づけであったり、こういったものに上峰町が移住・定住という形で積極的にPRをしていくことによって、より上峰町を深く知っていただくというための動機づけとするためのものというふうに捉えていただければ幸いです。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

3億円というお金は小さいお金じゃないですよ、大きな金だと僕は思います。

そこで、私は定住促進との関連はという質問をしておりましたが、それはどうなんですか、今ちょっと室長さん言われたんですが、これは新聞ではっきりとコメント出しているじゃないですか、執行部は。そうでしょう。新聞で出ていますよ、定住促進と。アニメを使って動画発信をするということは、もうコメント出しているじゃないですか。堂々とお答えすればいいじゃないですか。

○町長（武廣勇平君）

このふるさと納税の分野においては、本町が寄附を集められている要因の一番重要な要因は、広告PRでありました。リスティング、ポップアップ、そのみならず、動画コンテンツ、あるいはCM、あるいは駅貼り、街頭貼り、いろんな手段で広報広告をしてまいりました。総務省の規制で経費カウントされるような広告は禁止をされております。その中で、辛うじて動画コンテンツを作成し、それがひいてはSEO対策になるという視点で、ストーリー性のあるものをしっかりと作っていかうというところで何とか維持してきたと思います。しかしながら、この間、選挙戦もございまして、6月までの間の対策ができておりませんで、その結果、ふるさと納税の落ち込みが見られております。しっかりこの点を、通常、前も申しましたが、通販業界では1割2割広告に当てるわけですが、本町の寄附金総額からすれば、これまでの広告よりまだ伸び代があるというものの、規模が大きいというところで控えておりましたけれども、やはりストーリー性のあるものをしっかりと作っていくことが昨年重要だと、290万再生、250万再生というのは、ちょっとここをきっかけに、また誘因をしていくような、あるいは移住・定住につなげていくような、そういう仕組みのひとつ大事な契機を

いただいたものですから、正直申し上げると、アニメ動画があんなに再生回数が増えるなんて私もアニメをみくびっておったというのが、ちょっと言い方が失礼かもしれませんが、やっぱりアニメ動画というのの可能性を感じまして、これを町の魅力に結びつけながら、ひいては中心市街地にブランディングをしていくことに役立てていくということが上峰町をしっかりとイメージを全国に知らしめることにつながるんじゃないかというふうに思っております。それは全てのSEO対策になるというふうに確信をしております。よって、魅力発信事業にさらに予算を加えて、ぜひ皆様方に御了解、御了知いただきたいと、この上峰町のPRをしっかりとやるための予算でございますので、どうかお願いを申し上げたいと思っております。

○7番（吉富 隆君）

総合的に考えますと、中心市街地活性化事業の関連で上峰町を知ってほしい。アニメの相乗効果というのは僕も分かっています。だから、そういったことを最初から言えば、こう長く質問する必要もなかったんですが、ちょっと同僚議員も質問された中で、そういった説明はなかったんでね、私もお尋ねをしているところでございますが、3億円の相乗効果というのを大きく僕は期待をしたいというふうに思っています。そして、やっぱり中心市街地活性化事業は成功に向けての努力を今後はしていただきたい。そうしないと、あまりにも町の金を使い過ぎよると財政的なものに影響が出てくる可能性があるんで、私はしつこくお尋ねをしているところでございますので、その辺は十分理解はしてあるものと思いますが、ぜひともそういったことで先に進めていただく。そして、町の活性化につながるような努力を重ねてお願いをして、質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（原田 希君）

8ページ、今の部分の関連でございます。

昨年度、アニメの動画の話が出ました。このアニメをきっかけに東京都の大島町、伊豆大島ですか——の高校生からの連絡で、ちょっとした交流があったと思いますが、こういった交流、せっかくの御縁ですので、こういったのをぜひ町ぐるみで、また、子供たち同士でというのをぜひ広げていただきたいというふうに思っているんですけど、その辺りの予算というのはここには入っていないでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

正直申し上げて、ダイレクトには入っていないです、ここにはですね。ただ、非常に大島町、積極的に私どものほうにもいろいろお声かけをいただいたりとか、アプローチをいただいたりという形で大変ありがたく思っております。これもアニメの一つの効果だったろうというふうにも思っておりますし、ただ、ちょっと今、状況下がワクチンが今ちょっと

浸透しつつあるとはいえ、やはりどうしてもやっぱりコロナのことを気にしなきゃいけないということもございますので、その辺の機が熟せば、そういったこともお互いに協議しながら話せることになるんじゃないのかなというふうには期待しております。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひ今後そういったことも考えていていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○町長（武廣勇平君）

ありがとうございました。あの動画の影響で伊豆大島、そして、五島もですね、伊豆大島も五島も町木がツバキで、為朝の神社があるというようなことで、そういったつながりが生まれるとも思っておりませんでした。ぜひそうした御指摘を受けて、今後、そういった取組を強めていくように努力していきたいと思ひます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

11ページお願ひします。

民生費の目1. 児童福祉総務費の節の12. 委託料、耐震診断業務委託料、それから、障害児受入推進事業委託料、次のページの節の18. 負担金、補助のところ項目が4項目それぞれ上がっていますが、それぞれ説明をお願ひしたいと思ひます。

○住民課長（扇 智布由君）

おはようございます。まず、予算書11ページの耐震業務委託料に関してでございます。

こちらのほうは財政課長のほうからも説明があったと思ひますけれども、対象施設は、ひよ子子ども園園舎でございます。こちらに関しましては、平屋建てのため、耐震診断を実施する法律上の義務はございませんが、建築基準法が改正された昭和56年以前の施設でありますことから、園児や保育士の安全を守るために現在の耐震基準への適合状況を確認する必要があることから実施するものでございます。

また、このことに関しましては、厚労省が推奨しているものでございます。

こちらのほうは以上でございます。

それから、11ページの一番下段のほうになります障害児受入推進事業委託料2,756千円でございます。

こちらのほうは放課後児童クラブにおきまして、特別な配慮や支援を必要とする児童に対し、専門的知識等を有する支援員等を配置し、保育環境の向上を図るもので、別途保護者からの負担は設けず、7月から事業開始を予定しておりまして、主に人件費と受入れに係る環境整備費となっております。補助率は国3分の1、県3分の1、町3分の1で、こちらに関

しましては上限額がございます。

それから、予算書12ページの、まず、保育対策総合支援事業費補助金の説明でございます。

こちらに関しましては、保育所等の職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費の補助となっております、町内こども園3か園分を計上いたしております。補助割合としましては、国2分の1、町2分の1となっております。

それから、保育士等人材確保対策養育支援金、それと保育士等人材確保対策新規就労支援金、2つまとめた説明となります。

こちらに関しましては、本町において幼児教育保育無償化が始まって以降、保育のニーズが高まり、待機児童が出ている状況でございます。そのような原因は、保育士不足でありますことから、保育士等の人材確保定着及び離職防止を図ることを目的に計上をさせていただいております。

予定しております詳細でございますが、保育士等人材確保対策養育支援金1,770千円につきましては、未就園児と同居し、養育している常勤保育士等で、町内在住の方は1世帯当たり月10千円、町外在住の方は1世帯当たり月5千円を助成するものでございます。期間は末子が6歳に到達するまでの年度と予定しております。

次に、保育士等人材確保対策新規就労支援金630千円でございます。

こちらは令和3年4月以降、新しく本町で就労した常勤保育士等には月10千円、非常勤保育士等には月5千円を就労開始から48月間の予定をしております。

それから、最後に予算書12ページの新型コロナウイルス感染症対策事業補助金でございます。

こちらに関しましては、放課後児童クラブにおいて職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費の補助を行うものでございまして、補助割合としましては、国3分の1、県3分の1、町3分の1となっております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

説明いただきました。11ページの委託料の関係でちょっとお尋ねします。

その耐震診断業務委託が、上峰ひよ子保育園の園舎ということでありました。この関係になりますと、今年が調査をやるということになれば、それが終わり次第ということであれば、来年でも今度は耐震工事をやるということですよ、この調査が終わった後は。それは今年にされるものか、それとも来年度されるものか、その辺いかがですか。

○住民課長（扇 智布由君）

こちらに関しましては、診断の結果にもよると思えますけれども、診断に係る期間としましては6か月、半年ぐらいを予定しております、その結果によるもので判断するのかな、これから判断していくのかなというところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

6か月ぐらいかけてされる。そしてまた、その調査結果に伴って耐震工事をやられるということでもあります。私がこれまで聞き及んでおりましたところ、あの施設については、いろんな修理ですね、等々についてはそれ相当の負担を園のほうもされてあるということでお聞きしておったかと思いますが、今回のこの調査委託料、あるいはこの後の耐震工事等の費用についてはどういふものか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○住民課長（扇 智布由君）

診断の結果により、工事費のほうが発生してくるかどうかはちょっと分かりませんが、ひよ子こども園の園舎につきましては、町が所有しているものでございまして、町有財産使用貸借契約書によりまして、社会福祉法人のほうに貸与しているものでございまして、これによりまして、先ほど議員がおっしゃいました建物の維持保全に関しましては、借受人の負担というところで考えてございまして、今回の耐震診断のようなものについては町が行うというところで予算計上させていただいているところでございまして。

○8番（大川隆城君）

上屋については無償貸与ということだろうと思ひますから、その流れでそういうことになったということでは理解しておけばいいですかね。はい、分かりました。

次に、障害児受入推進事業委託料が、先ほど説明いただいたら、障害をお持ちの子どもも学童保育のほうに受入れをし、そして、その対応については専門的な知識を持ってある方に対応していただくというようなことだったかと思ひます。そうすると、今現在、学童保育においでになっている子どもさんが約130人ぐらいだったかと思ひますが、それプラス障害をお持ちの方が増えるということになるものですかね、その辺ちょっとお聞かせください。

○住民課長（扇 智布由君）

先ほどの御質問でございますが、またこれからもそういったお子様が増えるという可能性もございまして、今現在、登録をされている児童の中にも、特別学級とか、そういったところに所属をされているお子様もいらっしゃいますので、そういった児童の方が落ち着いて過ごせるような環境づくりを目指しております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今の答弁では、現在、学童保育においでになっている子どもさんの中からも、それプラス新規というか、新しくもいらっしゃるというような話だったと思ひます。そうした場合には、じゃ、今の学童保育受入れ施設のスペースで、その方たちはまた別にといいですか、その方たちをまた別のスペースでということになると思うものから、そうなったときに、今の場所でスペース的に問題はないのかどうか、その辺いかがですか。

○住民課長（扇 智布由君）

その辺に関しましては、児童の状態によって個別で対応させていただいたり、集団の中で見守るなど行いまして、対応を心がけたいと思っておりますが、スペース的には今あるところの教室の中を一旦区切りまして、そういったスペースを、ちょっと落ち着けるようなスペースを設けて行いたいというふうに考えております。スペース的には大丈夫だと思っております。

○8番（大川隆城君）

スペース的に今の利用しているスペースを区切ってということ、もちろんそういうふうにはせざるを得ないかもしれませんが、あんまり区切ってするということはよしとしても、スペースの広さがやっぱりある程度なからんと、子供たちのストレスになることも十分あるわけですね。その辺を思うから、もっとなるべくならば広めに取らんといけんだらうからどうですかというふうにお聞きしたんですが、今現在のところでは、あと何人か増えても十分——その辺は心配しなくていいですかね、もう一回すみません。

○住民課長（扇 智布由君）

対象となる児童に関しましては、放課後デイサービス等を利用されていらっしゃる方もおりまして、そういった方が、サービスがない日等も想定しておりまして、人数的には日々二、三人というところを想定しておりまして、その二、三人に関しましては十分なスペースかなというところで考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

スペースの件等については分かりました。

では、次のページのところで、これは一番上と一番下は保育園、そして、一番下は学童保育関係のコロナ接種関係の費用だということでした。

それと、この保育士さんの関係も、先ほどの障害児の皆さんをということで、保育士を補充するといいますか、というふうに捉えておっていいですかね。

じゃ、そう言いながらも、先ほどちょっと課長答弁の中で、待機児童が出ているというふうな発言もありましたが、その辺よかったですらちょっとお聞かせください。

○住民課長（扇 智布由君）

待機児童に関しましての質問でございましたが、人数といたしましては、4月時点での数字となりますけれども、平成25年から平成31年まではおりませんでした。無償化が始まりました令和元年度もおりませんで、令和2年度は7名、今年度に関しまして、令和3年度に関しましては6名の待機児童が出ておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

じゃ、その子供さんたち、現在は6名ということですが、その子供たちを受け入れる手だてを何かお考えになっていますでしょうか、その辺ちょっと聞かせてください。

○住民課長（扇 智布由君）

そちらに関しましては、保育士が確保できましたら十分対応できるのかなというふうに考えておりますので、この補助金というか、支援金が周知されまして、そういった方がぜひ応募をしていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

とにかく今おっしゃるように、保育士さんが確保できて、十分対応ができるように早くお願いをし、この待機児童が1人もいないように、またぜひ御努力いただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（鈴木千春君）

8ページの款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の12. 委託料の、同僚議員もおのこの質問されているんですが、地域ブランディング事業業務委託料3億円につきましてなんですが、本日、議会の前にフェイスブックで見たら、上峰町PRショートムービー「ふるさとのにおい」が第10回観光対象ファイナリスト及びブランデッド・ショート2021にダブルノミネートされていると。本日の発表が15時ということで、私も楽しみにしているんですが、米国アカデミー賞公認のアジア最大の国際短編映画祭だということで、これ取ったらすごいことなんじゃないかなというふうに私は思っているんですね。

先ほど同僚議員の質問で、この3億円の内訳の中で、過去に作った動画の活用方法として、アニメに関する、為朝のアニメに関しては何かグッズを作ったりとか、そういう話があったかと思うんですけども、この「ふるさとのにおい」の活用の仕方につきまして、何かお考えがあれば教えてください。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに本日大賞が決まります。これは本当に取ったら、物すごいことになるかと思えますけれども、そういう場にノミネートされているというだけでも非常に光栄なことかなというふうには思っております。取れたらいいなという期待を込めながら、ちょっと今、時間を心待ちにしているところではございますけれども。

活用方法の御質疑でございます。

まずは当然ノミネートされていることもございまして、今、また再度試聴したいというような方とかについては、そういうような需要が今後増えることがありますので、今のところはそこの契約もちょっと今切れている状況でございますので、まずは速やかに再生できるよう

な環境というのが必要になるんじゃないのかなというふうに考えております。

そこに出ているスタッフさんとか、そういった人たちにいろいろやってもらうのが本当は一番いいんですけども、あいにくそこまでの予算取りというのは、ちょっと今の現段階ではできているところではございませんけれども、今後、そういうものを何か大賞を取った暁にはそういうようなことの展開も、この時点では、ちょっとよもやにもそういうことは考えておりませんでしたので、そういうのができた際には、いろいろな活用方法というのは、これからまたいろいろ検討させていただければというふうには思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時25分まで休憩いたします。休憩。

午前11時9分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

議案第24号の引き続き議案審議を再開いたします。

○1番（鈴木千春君）

先ほど質問した内容に答えていただいたんですけども、この動画を通じて、上峰町を知って興味を持った方が多いんじゃないかなというふうに思っていて、今回新たにノミネートされたことでまた視聴数が上がって、今現在、この動画を通じて上峰町を知った方というのは、この動画イコール上峰町というようなイメージを持たれているかと思っておりますので、結果に限らず、ぜひとも今後とも有効な活用の方法を検討しながらやっていただければということ要望して終えます。

以上です。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ありがとうございます。引き続き、いろいろ有効な活用方法を模索しながら、いろいろ事業執行してまいりたいというふうに思っております。

この「ふるさとのおい」につきましては、先ほどの鎮西為朝のアニメが290万アクセスでしたけど、こちらが240万アクセスという形で、こちらのほうも相当のアクセス数で、基準、注目度の高かったもので今回ノミネートされているといった形になっております。です

ので、こういったものを発信する上で非常に有効なツール——ツールと言ったら非常に失礼かもしれませんがけれども、有効な手段だったというふうに思っておりますので、こういったものを活用しながら、さらに上峰町に対しての関係人口、それをさらに移住・定住人口に結びつけられるような形でどうにかつきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

11ページの、先ほど来からいろいろと質問が出ておりました目の児童福祉総務費、一番下ですね。耐震診断業務の関係でお尋ねしたいんですが、財政課長にお尋ねします。

この土地については、もう売却済みなんですけど、建物が現在、町有地だから町が耐震診断をするというふうなことで予算要求されておりますが、耐震診断の結果によっては、あと耐震工事がまた出てくるわけですね。そういうものをもろもろ考えると、早くただでひよ子保育園はやったほうがいいんじゃないかという単純な気持ちで申し上げますが、財政課長として、これを町で所有するメリットが何かあるんですか、お答えください。

○財政課長（川原俊史君）

今、貸借をしている施設について、町で持っておくメリットがあるかというところですけども、当時、貸借を契約する際に財政状況が非常に厳しいというような状況がございまして、施設に関して補助金を活用したりとか起債を借りたりというようなところで、当時、北部保育所のほうを整備しております。起債を借りたところに協議を当時されたようなんですけども、無償貸与については繰上償還はしなくてよいよと、無償譲渡にすると繰上償還をしてくださいというような条件があったようです。当時、財政状況が非常に厳しい段階でしたので、その当時の判断として、無償貸与というような形で進んでいったというふうに私は理解しておりますので、現時点で本町が持っておくメリットと言われるのは、なかなか見出しがたいというところになります。ですので、起債の償還がそろそろ終わりますので、そういったタイミングでも先方のほうと協議する必要はあるのかなというふうに認識をしております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

じゃ、起債の繰上償還をするとすれば、あと幾ら残っているんですか。

○財政課長（川原俊史君）

残りの金額ですが、償還が令和5年3月31日に終わります。ですので、年間の起債の償還額が大体5,000千円程度ということになっておりますので、あと1年ちょいというような状況になっております。なので、ちょっと手元に正確な数字がないんですけども、10,000千

円程度が残金として残っているのかなというふうに認識しております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

10,000千円程度やったら、今の経営者に金を出させてでも無償貸与と、それを負担させた分を返還したらどうなんですか。

○財政課長（川原俊史君）

そういった御意見ももちろんあろうかと承知はしておりますけれども、平成20年からこの貸借契約が始まっておりまして、これまで貸借契約を続けてきておりまして、あと1年というところだったので、本町としてはその償還を待って協議ができればというような認識でございました。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

そういうことであれば、ひよ子保育園側が耐震診断をするから、行政としても所有者だから幾らかでも補助金を下さいという話なら話は分かる。ところが、町が直接診断をするわけでしょう、委託料ですから。しかも、診断結果では耐震工事が必要になるかもわからんね。何か、町が負い目を負ってずっとしていくような感じを受けてしょうがないとですよ。だから、もうざっくばらんに言って、あんた10,000千円出さんねて、そいぎもうあんたの所有物になっちゃうねという話ばして、向こうが了解すれば、もう10,000千円、負担させてでも早く町の手を崩した方がいいんじゃないですか、私はそういうふうに思いますが、町長いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

これは私、就任前から無償貸与契約というものが互いの間で交わされていた話でございます。当時、町の財政状況は非常に悪化していたこともございましたので、対処方法としてこうした契約を結んでおるのだらうというふうに理解をしてございました。協力をお願いした立場だというふうなことで、町としてはそれをしっかりと尊重しながら取り組んできたつもりであります。今、先ほど議員がおっしゃいましたように、非常にこの維持管理等が今後、負担となるという視点で考えれば、やはりこの無償貸与契約期間を終えて、その後に起債の償還が完済した後に新たな展開をつくって、町としては維持管理に負担のない状況をつくっていくことが、これまでの考え方を踏襲しながら、新たな展開をつくることになるし、行政負担を減らす視点でも有効かと考えているところでございます。

○4番（吉田 豊君）

無償貸与契約を見てみらんと私も何とも言えませんが、多分、契約期間中であっても、社会情勢の変化等で見直しをすることができるという条項が多分入っていると思うんですが、財政課長、入っていませんか、入っていますか。

○財政課長（川原俊史君）

今ちょっと私のほうで使用貸借契約のほうを確認しておりますが、今現時点、ちょっと私のほうではその条項については確認ができていない状況です。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

確認ができていないということじゃなくて、私の質問はその条項が入っているか入っていないかということですから、ちょっと時間を上げますから見てくださいますよ、確認してください。ほかの質問を受けないよう間に。答えを待ちます。

○財政課長（川原俊史君）

直ちにちょっと確認をさせていただきます。（「その間、先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

15ページ、款の6の農林水産業費、上段のほうですけど、節の18の負担金ですね。その中で、特定地域づくり事業推進補助金6,022千円が上がっていますが、どのような内容の補助金か、説明をお願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

特定地域づくり事業推進補助金について説明させていただきます。

この補助金につきましては、人口のさらなる急減を抑制し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして、地域人口の急減に対処するため特定地域づくり事業の推進に関する法律というものが令和元年12月4日に公布されまして、令和2年6月4日に施行されておるところでございます。

この法律の目的としましては、地域づくりのため、その人材確保のため、その推進を図ることを目的に、特定地域づくり事業協同組合というふうなものを地域で立ち上げまして、その組合から労働者派遣事業を行うことで地域の課題解決としましたところの地域での人口急減の地域の状況に対処するところで、地域の人口急減のところで年間を通じて仕事がないですとか、また、安定的な雇用が地域でないというふうなところの課題に対処するところで、この特定地域づくり事業協同組合というふうな制度を立ち上げるところで、この法律が施行されたところでございます。

この特定地域づくり協同組合の認定申請等は県で行うこととなりますが、この特定地域づくり組合に上峰町でも取り組まれ、上峰町内の組織でも取り組まれるところで、組合の設立許可を受けられまして、法人登記を済まされ、県への事業の認定を6月に認定申請をされているところでございます。

この事業に伴います推進の交付金としまして、交付の対象となりますのが、事務局の運営費と派遣職員の人件費でありまして、交付対象の額の4分の1の額について国から歳入を受け、あと、同じ4分の1の額を町でも措置しまして、町での措置の分につきましては、その2分の1に特別交付税の措置がありますが、そういった金額の内容で予算をお願いするところで、この歳入につきましては、13の国庫支出金のところの費目の中で歳入予算を組んでおるところでございます。

予算の内訳としましては、この事務局の運営費に3,551,500円と、派遣職員の人件費分で8,495,760円、この合計の足しました分の4分の1を国から受け入れまして、同じく4分の1を町で負担しまして、対象額の2分の1を補助金としてこの組織に交付するところがございます。残りの2分の1は組織のほうで、組織の負担の財源で運営される所でございます。こういった内容でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

すみません、私の聞きたいことを全て今、網羅されていると思いますけど、ちなみに労働者派遣業務に限定された特定地域づくり事業ということで認識してよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員のおっしゃるとおりのところで、派遣労働の事業のみでございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、これは上峰町も補助するからには上峰町内の特定地域づくりというか、どういうものということでもまた説明をいただければと思いますけど、よろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

派遣労働で計画されております業務につきましては、4事業ありまして、農業、小売業、飲食業、水産養殖業の派遣を計画されているところでございます。

○3番（原 直弘君）

ちなみに、その4事業は全て上峰町内での事業ということで理解してよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

申しそびれた点もあるかと思いますが、この特定地域づくり事業の組合で派遣することができる地区につきましては、町内の人口減少の地域というふうなところで、設立のときに対象区域というふうなところで定めるところでございます。町内の8つの地域を、対象地域としましては鳥越、屋形原、屋形原東分、船石と堤と坊所新村と寺家二と西前牟田、この地区を人口減少の地区というふうなところで県のほうに設立認定のときに対象地区というふうなところでの届出をされており、この地区についての派遣をするようなところの計画制度となっております。

○3番（原 直弘君）

そしたら、この事業については国のそういう法律に基づいて、県が認定して、それを県が認定されて、町経由で補助金の申請がありますと。そしたら、町はその法律か認定、どこかに基づいて、中の精査をして補助金をつけるのか、精査しないで認定されたからそのまま町が4分の1を出して県を通じて国に申請するか分からないんですけど、そういった考えの下に申請ということで理解してよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

補助金の流れでございますが、当初申請は事業の計画で行いまして、交付については実績報告により交付することになりますので、実績報告等を町のほうでまた、国に提出するについても同じようなところで精査した内容につきまして、精算払いと申しますか、実績に応じたところでの支払いになります。予算で計上しておりますのは、現状で事業申請をされておりますところの内容に基づきますところで予算措置をさせていただきたくところでございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっともう一つ、回答漏れがあると思うんですけど、県が認定されますよ、それを町は認定されたから4分の1をつけますということになっているんですか、それとも、また再度中身を精査して4分の1を町費でつけるかどうか。

もう一つが、初め事業申請というか、それはもう県を通じてまずされたやつを1回町が知り得るのか、それとも、町に打診されて県のほうに直接持っていかれるか、町が申請されるかどうか分からないので、流れをちょっとひとつ詳しくお願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

流れでございますが、地域づくり協同組合から県のほうに事業認定の申請をされるところでございます。この中身に、この補助金をもちろん予算的などの項目には書くところでございます。そういった内容につきましては、町のほうにも協議があるところでございます。実際申請を上げられるのは、県のほうに直接ですので、町のほうを通しての許可申請ではございません。補助金につきましては、町のほうから県のほうに上げるところになりますが、補助金と事業の許可申請のところについての流れが違うところで分かりにくいところもあるかと思いますが、申請につきましては協議と申しましたように、中身のほうを一旦見させていただいて、申請をされているというふうなところでございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、町費をつける際には事業の計画を見て判断するという形ということで今、回答があったと思いますけど、これの予算が通ったら当然要綱とか、今、案を持っていらっしゃると思うんですけど、その中で、採択基準というか、そのものが実際そういう要綱に上げられているか。上げられているならば、その採択基準というのが何であるか教えていただければよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

採択基準というふうな御質問でございましたが、私がちょっと把握している分でお答えするところとなりますと、手元に基準等の資料を私、持ち合わせておりませんが、町内のこの指定された対象の区域で事業をされるところに組合から派遣するところでありまして、派遣する事業所につきましても、この組合員の一部としてなるところでございますので、その派遣の事業所につきましても、この特定地域づくり事業協同組合の組合員となっただきまして、その組合員のところに労働者を派遣するというふうな流れでございます。でありますので、そのの申し上げます組合員として派遣するこの事業所を登録されて、その事業所に労働者派遣をこの特定地域づくり事業の協同組合のほうからするような流れの基準であれば、採択されるのではないかと思います。

○3番（原 直弘君）

ちょっとまとめると、採択されるのではないかと、実際申請を上げるときに町費をつけた段階で補助金申請というか、そういうのを県にされるという流れとちょっと私理解しましたけど。そうであったら、町の4分の1をつける基準ですね、どういった流れで——流れというか、どういった基準の下に4分の1をつけるつけないの判断をされるのかなということでお聞きしたかったんですけど、よろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

それは私がネットで今、その交付要綱を見ております。特定地域づくり事業推進交付金交付要綱。恐らく今のお話で組合が設立されて、これは協同組合です。組合法があると思います。その下に県に申請をされて、県でもう既に認可が済んでいると思います。認可した団体を再度認定していく手続に今から入るということだと理解をしております。

今、議員がおっしゃいましたどういう基準に基づいて交付されるのかということですが、総務省所管補助金等交付規則の規定によるところによると書いてあります。そこに恐らく、自治体、認可を受けた当該市町村の負担割合についても明記されているものではないかなと推察されるところでございます。

答弁になっているかどうか分かりませんが。

○3番（原 直弘君）

そしたら、県のほうというか、県に認可申請をして、まず、そのときは全然補助金を町がつけるつけないの話じゃなくて、事業自体に認可された後に、その後に町に来て認可されたから4分の1頂戴と。そして、それをもって県のほうにまた申請をするという流れが流れますか。確認をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

事業の流れでございます。

まず、設立の許可申請を県のほうにされて、その設立の許可を受けられて地域づくり協同組合は法人登記をされます。法人登記をされ、終わりましたら、事業の認定を県のほうにさ

れるところで、この事業の認定の際に交付金の申請を提出するところの交付金の内容もありますので、うちのほうにも協議いただきまして、その内容に基づきまして、認定申請をされ、許可を今されている、今、予算のほうで私、予算取りをしているところでございますが、そういった協議の内容につきましては、うちのほうで予算を措置するような流れでございます。

○3番（原 直弘君）

そこでまた戻ったんですけど、うちが4分の1つける判断はどの基準であるかということをお尋ねしたかったんです。

今の話でいくと、設立の許可で法人登記。そいけん、設立の許可のとき、事業のこの法人がどういった事業をするということと設立の許可を受けてというか、それだったら、その事業が本当に正当ということでの判断で町がするのかなと思うんですけど、その設立の許可がどのレベルというか、どのレベルに達するかによって町の4分の1つけますという判断が決まると思うので、それをどういった形で判断しますかということでお尋ねするんです。基本的に、4分の1の補助をつけるということの判断をどうやってするのか。通常は補助金申請をある程度、町の直接の補助金申請だったら、ある程度内容を子細に調査して、そして、補助金をつけるつけないの話になるんですけど、ちょっとまず県が絡んでいるので、その辺りの判断がどういった形でされるのかなという単純なことをお聞きしたかったんですけど。お願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

補助金の判断ですが、交付対象の事業費で事務局運営費で1事業所当たり6,000千円というふうな規定があります。これがマックスの額です。派遣職員人件費割で1人当たり4,000千円というふうな規定がありまして、これがマックスの額になります。このマックスの額以上の額はもちろん交付しないところでございますが、この事業の申請されます収支の計画書の費目の細分したところを町のほうで数字をいただきまして、その派遣労働者の職員の給料でありますとか、事務局運営費の経費につきまして、町のほうでその金額を精査するところでこの補助金の額というようなところは決定するところでございます。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと今確認しました。すみません、私、先ほど御答弁をしておりました。この補助金交付要綱を見たときに気づくべきでしたが、認可権者は県を通じて総務大臣であります。総務大臣から既に認可を受けているという状況で、事業の認定者が県ということでございます。申しわけございません。

○3番（原 直弘君）

課長がおっしゃられるのは分かるんですけど、数字的にはどうしても上げられるので、規定に基づいてですよ。そいけん、その設立の許可をした段階で、それはまともな法人だということでの県のお墨つきの下に町が判断されるのかどうかということなんです。数字は人件

費が幾らとか、そこら辺は単純に簡単に書けるので、そこの基準じゃなくて、もう一つ踏み込んだ、本当にその法人がそうやって設立の許可を受ける段階で県がそういう法人だということに認可したから——許可か認可どっちか分からないんですけど——したから、町は4分の1を無条件じゃないですけど、書類を見て申請しますという形なんですかねというのを確認したかったんです。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおりだと理解しています。恐らく農業協同組合でやっている近代化資金とか、認可権者がございまして、その認可を受けた場合に、法律に基づいて市町村負担分が出てくると、そういうイメージだと理解しています。

○3番（原 直弘君）

課長、そしたら、今の町長の答弁で間違いないですか、その確認と、もう一つが、来年も再来年もこういった事業というか、そういうことを継続してされると思うんですけど。来年以降も当然——それはいいや。さっき町長が言われたとおりということでの確認ということによろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

事業の認定、県の認定に基づきまして、町のほうでもこの予算づけをして支出するところがございます。県の認定によるところでございます。（「それを聞いたかったので、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

20ページが一番上の款の8. 土木費、項の6. 都市計画費の目の2の公園費、鎮西山再整備基本計画等策定業務委託料5,000千円とありますけれども、これの説明をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鎮西山再整備の基本計画等策定業務5,000千円の件かというふうに思います。これは計画区域内におけます着工前の埋蔵文化財試掘調査によりまして、文化財が出土したため、本掘作業費に充当を行ったところがございます。そして、文化財の発掘状況にもよってくるんですが、鎮西山城跡との評価がなされておられることから、現在のフラワーパークのみによる計画だけではなく、山城を生かした歴史的史跡の活用を図る形で整備計画に転化したほうが町の魅力をより訴求することが可能ではないかと考えていることで、そこでの基本構想という形での策定業務委託という形で今予算に計上させてもらっているものです。

以上です。

○議長（中山五雄君）

川原財政課長、今、吉田議員のほうから質疑があつておりますその答弁があつておりませんが、調査ができ次第、答弁をお願いしたい。今すぐできなければ、今日の議案審議中に答弁をお願いします。今すぐでなくて構いません。今日一日のうちにそれをしてください。図書室のほうに副課長か係長が控えしとつでしょう、そういう人たちにもちゃんと調べをするように連絡を取ってやってくださいよ。早急にですね。

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして議案審議を再開いたします。

議案第24号の質疑から始めます。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

あと幾つかお尋ねをしたいと思います。

19ページ、土木費のところですが、土木費、住宅費の12番、委託料ですね、公営住宅外壁清掃業務委託料5,700千円ですが、どういうふうな清掃を委託するのか、中身について、また、どこの住宅を委託するのかをお尋ねいたします。

それと、23ページの中ほど、目の文化財保護費の委託料で21,448千円計上されていますが、この山城の年代、平安時代ぐらいなのかどうか、ちょっと年代と、城の概要、例えば、今城で残って普通、テレビ等で放映されるのは、天守閣があつてきれいなお城なんですけど、山城ですから、どういうふうな建物を城というのか、分かる範囲内で結構ですので、教えてください。

それと、24ページ、教育費なんです、目の4. 国民スポーツ大会推進費の869千円ですが、町内で開催されるスポーツ大会の種目と場所をお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、19ページ、公営住宅外壁清掃業務委託料5,700千円について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、坊所団地の雨垂れ等による汚れについて高圧洗浄による清掃を計画しております。また、清掃と含めまして、簡単なコーティング補修等も中身に含んでいる

ところでございます。

以上でございます。

○文化課長（宗雲英則君）

私のほうからは、鎮西山城の年代と城の概要についてでございます。

昨年12月23、25、26日にかけて試掘調査をした結果によりますと、出てきた中国製の白磁片、青磁片等から推測するに当たりまして12世紀中頃ということでございますので、為朝が活躍していた1100年代と同一かとは判断はされているところではございますが、まだ確実ではございませんので、本調査によってまた明確になってくるかと思えます。

鎮西山城というものですけれども、山でございますので、土塁や堀などの防御施設に囲まれた、いわゆる山城と呼ばれるものでございまして、天守などの建物を伴わない土から成る防御施設でございまして、いわゆる天守閣等はございませんが、屋敷のようなものを主郭といたしまして持った全体をお城、山城というものでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

24ページにあります目の4の国民スポーツ大会推進費の中の国民スポーツ大会会場トイレ改修工事の部分でございますが、これにつきましては、会場につきましては、上峰町中央公園になっているところでございます。

また、競技種目につきましては、少年男子ソフトボールが開催される予定になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

それから、先ほど吉田議員のほうから質問があつておりました。川原財政課長、答弁のほどをよろしくお願いします。

○財政課長（川原俊史君）

議案審議の貴重な時間を頂戴することをおわび申し上げます。また、資料の確認の時間をいただきましてありがとうございました。

契約書中に社会情勢の変化に応じて契約変更の条項はないかという御質問だったかと思えます。

契約書を確認させていただきましたが、そのような条項については記載がございませんでした。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

じゃ、契約書にそういう記載がないということであれば、町のほうから、ちょっとこういう事情ですから、契約書の中身を見直したいということで申入れをして、私が先ほどから言

うように、買取りを進めるような内容で交渉してもらう必要があるというふうに認識しますが、いかがでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

買取りの交渉はというような御質問であったかと思えますけれども、建物に関しましては防衛省の補助を受けている関係もございますことから、今後、耐震工事等が必要になった場合は、改めて借受人や関係各省と協議を行いたいと思っております。

現時点では園児や保護者の皆様に安心していただけるよう、まずは診断のほうを早急に行いと考えておりまして、御理解をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○4番（吉田 豊君）

主管課長としては当然そういうふうな意見があると思えますが、財政上ですね、無用の金をこれだけ使っていくというのは私はいかななものかと思うんです。だから、買受けですから、相手があることですから素直にはいかんかと思えますが、今後の耐震工事等までもし出てきた場合についてのことを考えると、もともとが無償で貸与しているわけですから、返還金ぐらいは買い取る側に、要は、ひよ子保育園側に出していただいて、それを返還すれば町の負担は0円という形になりますので、私はそういうふうに進めてもらいたいし、もともと一番最初に申しあげましたように、これは、ひよ子保育園側が耐震の調査をしたいから補助金をくれというなら話は分かってすよ。しかし、町の建物だから町がせんばという、それは私は納得いかんわけですね。無償で貸しているわけですから、過去何年か使っているわけでしょう、もう10年ぐらいなとっすか。そんなら、当然、あんたところでせんねと。今、住民課長言われるように、園児と保護者の安全・安心を確保するためならば、園側がする。しかし、幾らかでも町に助成をしてくださいというのが普通の在り方だと思うんですけど、それについてはいかがですか。

○住民課長（扇 智布由君）

先ほどの繰り返しとなりますけれども、町としましては、町有財産のほうを使用貸借契約書により貸与しているわけでございますので、あくまでも町としては、建物に関しては町の持ち物ということでこういった耐震の診断を国や県のほうから指導をいただいているところでございますので、町のほうで行いたいという考えをしておるところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

国、県の指導のあったけんが、それをうのみにして全部せんばじゃなかとすよ。私はそう思います。だから、使用者側の負担も当然あってしかるべきなんですよ。だから、決算審査の段階でも公表しているように、今幾らかふるさと納税で基金とか積立金がありますけど、あれぐらいの金はすぐ大型事業が来れば飛んでしまうわけですね。中心市街地はどれだ

け——今のところは合同会社でしていくわけですけど、昨日の主管課長の答弁にもありましたように、運営利益が上がらなければ町費の負担も当然出てくるとかも分からんという答弁がありますから。そういうものを考えると、やっぱり緊縮財政という形で厳しい財政運営をしてくださいという監査の指摘も出しています、町長に対してですね。

だから、財政課長はその辺一番、担当課長として受け取られておるといいますので、財政課長としてどう思いますか、私の意見に対して。

○財政課長（川原俊史君）

町としての負担をというところですけども、財政担当としましては、過剰な支出というのは当然避けるべきという認識は持っております。ただ、今回の件に関しましては、町有財産の耐震診断というところで今回予算づけをしているところです。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

無償貸与の関係が前提となっておりましたので、使用に関する契約書を結んでいると。これはやはり賃貸契約ではなくて使用に関する契約書ということは、無償貸与というのが前提となっているという考え方であります。この間無償貸与で、上峰町として相手方と契約を無償貸与を前提として進めてきた。しかし、残り3か年になってこの償還をお願いするというところで言いますと、その間の対応はどうかという議論が同時に起こります。私どもは、いろいろ問題点はあれ、財政状況の悪化を基に民営化をお願いした時点で防衛省の補助金が入っているということが発露しましたので、その上で、当時の町政において無償貸与関係を結んだと、その上で使用契約を結んできたということを踏襲してきております。

私が一番恐れるのは、当時、少し混乱をしたと思っております、この園の運営については、町の財政状況が基となっていることでもあります。

今後これから3年間の償還をお願いするというを突然申し上げることが、この間無償であったことについても当然議論を及ぶことになるし、ひいてはそれが園の運営、あるいは子供たち、そして、保護者さんたちに大混乱を起こすんじゃないかということを思ったがゆえに、この間無償貸与関係を踏襲して使用契約関係を結んできた。

ただし、補助金が入っていることで償還を全部終わった後に維持管理費がかかるということとはなるべくないようにしていきたいという視点で、子供たちや保護者さんの混乱を、また、園の運営者に対する混乱を起こさないことを念頭にこの間対応してきたことを御理解いただければというふうに考えてございます。

○議長（中山五雄君）

吉田議員いいですか。

○4番（吉田 豊君）

はい、いいです。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

午前中にも議員のほうから質問が出ておりましたけれども、8ページの節の12番の委託料、地域ブランディング事業業務委託、これの委託料とかそういう問題じゃなくて、私がお尋ねをしたいのは、ブランディング事業の中で、アニメとか、それから、「ふるさとのにおい」とか、そういうのがありますけれども、アニメが出たとき、上峰町外の方々のいろんな反応といいますかね、言われまして、おお、上峰町やるなど、いろんなことをやりよんねと、そういう反応ですね。それで、それはもう結構なことです。それから、「ふるさとのにおい」でも、これから上峰町をPRしていく上でも私は大変いいことだと思っています。だから、これは、このブランディング事業というのは、最終的な目標というんですかね、何を指しておるんでしょうか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

最終的な目標、大変こう、非常に難しい御質疑をいただいたかなというふうには思っておりますが、ブランディング事業というふうに冠をするからには、まずは他の自治体との差別化、あるいは区別化、こういったところは非常に重要視していきたいところだというふうに思っております。というのは、他の自治体よりも差別化することによって上峰町という名前が全国区に広がっていけるという形になるものというふうに私は考えております。そのためには、とがったことだけをやればよいということではないと思っています。ただ、結果的にこういう形で全国区に上峰町が出てきているということは非常に喜ばしいことでありまして、この全国区になったということ自体がゴールということではないです。

先ほど町長の答弁にもあったように、ふるさと納税なんかにおきましても総務省の規制が入りましたもので、そこに関しての広告というのは広告経費という形で算定されますので、5割基準の中に入ってしまうんです。ですので、大々的にふるさと納税という形で出すということにはいろいろ障りがあるのではないのかなというふうに思っております。

ただ私ども、こういう移住とか定住とかですね、こういうブランディングといった切り口から上峰町のほうを知ってもらうということに関して副次的な効果が訴求するということに関しては決して否定するものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

私は端的に言いますと、この事業の目的というんですかね、目標といいますか、これはやっぱり地方の魅力を発信して、そして、上峰町に行ってみたい、そして、住んでみたい、

そういうまちづくりを最終的には目指しておるんだらうと私思っております。そういうことで間違いないと思いますけれども。それで、アニメが出ました。「ふるさとのにおい」の、こんなあれが出ました。その反響というのはどういう反響があったんでしょうか。町外、全国からの対象にして、上峰町内じゃなくて、よその方からどういう反響があったんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

町内でもいろいろお話は出たかというふうに思っておりますけれども、それはもう皆様方が御承知のことと思いますので、町外の方の反応というところに絞ったところでお話しさせていただきますと、まず、メディアの取材というのが相当数来ました。それとあとは、お問合せ、これはかなり来ています。それとあと、全国に為朝伝説を持ったようなところが、やっぱり私どもだけではなくて複数ございます。

そういったところから仕掛けたエッセンスといいましょうか、そういったもののエッセンスを聞きたいとか、あるいは何か協働してできないかとか、そういったお話というのは複数来ておりますので、その波及効果というのは私どもの想像以上に来ているというので御理解いただければというふうに思っております。

○5番（田中静雄君）

多分今のところは上峰町のPRの段階だらうと思います。これはいずれは、住んでよし、県外の方が来て土地を買ってよし、そういうまちづくりには大いに貢献していくものだと思っておりますけれども、さほど大きな交流はまだあっていないと思います。だから、全国からこれだけ、全国的に上峰町の宣伝をするとですね、やっぱり全国から、上峰町はどういうところか一遍行ってみようかということで上峰町に訪ねてくる人が多分増えてくると思います。そのためにもですね、私はこういうPRをするのと並行して、上峰町が、私が上峰町の案内人やったら、もしそういう方が来たらどこを案内しようかなと自分ではちょっと思います。だから自信を持って案内できるような、こういうことをやっています、これも——やるものを見てもらって、構造物を見てもらって、そして、こういうこともやっていますよということを宣伝するような、そういうことも並行して、このPRと並行してやっていくことが私は大切だと思います。PRだけ先に行って、さて訪ねてこられた人をどこに連れていこうか、八郎為朝、鎮西山行ったら、これをどうのこうの言ったら、今のところはちょっとインパクトが弱いです。

そういうことで、並行していくこと、自信を持って説明できる人、誰がやるかということも、観光課も今はちょっとないですからね。そういう行政の仕組みをちょっと変えていかにやいかんようになってくるだらうと思いますけれども、そういう自信を持って説明していく、PRだけやなしに行く、そういう並行していく考えは何か、造り物とか、大きな遊園地ができて来てもらいたいとか、そういう案内できるような場所をね、やっぱり1つ、2つぐ

らいは——1つじゃ駄目ですね、2つ、3つぐらいはなからんとちょっと物足りないと思いますので、その辺の考えはどうですかね。施設を拡充していくこと、その辺は。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

非常にありがたく思います、御意見頂戴して。

私どももいろいろ戦略を練っていつてはおります。議員おっしゃるとおり、こういったPRの傍らいろいろ実弾を込めていくというのは非常に重要なことでございます。

例えば、中心市街地の開発におきましても、込める実弾のうちの一つだというふうに思っておりますし、鎮西山の再開発整備事業、こちらもそのうちの実弾の1発だろうというふうに思っております。

ですので、そういった今、町のほうで取り組んでいるような事業、これが今ちょっと点といたしましょうか、散発的にやっているようなものをある程度集約化して、それを一つのストーリーのような形で持っていく必要があるのかなというふうに考えているところです。それをするによって、PRに伴う、ちゃんと姿が見えてくるんじゃないのかなというところも考えるところではございますので、そういった座組みを今後いろいろな形、角度から検討していきたいというふうに思っております。

また、こういったPRをすることによって、関係人口というものは確実に増えていくだろうと思っておりますし、上峰町に対して興味を持っていただく方の人口も増えるだろうと思っております。これは今、国のほうでも進めております地方創生の、まさに合致するところだろうというふうに思っておりますので、ここから移住・定住等につなげて上峰町の人口を増やしていくような施策のほうに結びつけられるような動機づけにしたいという思いは持っているところでございます。

以上です。（「即実行してください、お願いします。以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

午前中の20ページの続きなんですけど、先ほど河上創生室長からの答弁があり、発掘調査をもつてもう一度計画をしますということでした。

ちょうど1年ぐらい前ですね、鎮西山再整備、1億円ぐらいつけられたとき、ゾーンに分けて再開発をしていくということでしたので、今度の整備計画で全体的にまたちょっとゾーンに分けて整備していくのが遅れるのか、関わりのないゾーンからしていくのか、そこら辺、計画が分かれば教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鎮西山の再整備関係につきましては、先ほど基本計画の件で御質疑があったと思いますが、その続きの一環という形で御理解いただければというふうに思っております。

国から採択を既に受けております。本事業のほうに取りかかったという状況ではございますが、当初は5か年ほどの全体で450,000千円の規模で事業採択をされているという状況でございます。

しかし、工事開始前の試掘調査の段階で山城の遺構が確認されたということで、より詳細な本掘調査というものが必要な状況となり、現在に至っているというところでございます。

先ほども文化課長のほうから答弁ございましたけれども、恐らくは中世の山城だろうと。時代背景も源為朝が活躍していた時代と合致するのではないだろうか。上峰町が今回、今御審議いただいておりますブランディングで展開しております為朝戦略、これにも親和性があるのではないのかなという形で、先ほどの田中議員の御質疑じゃないですけど、一つのみもづけという形でちょっと今考えているところでございます。

こういったことを考えますと、この山城を活用した方向性で鎮西山再整備を検討したほうが、より集客効果が上がるのではないのかというような見込みも考えております。

現在国の採択を受けている状況ではあるんですけども、文化財保護法によります見直しの必要性を検討いたしまして、国と協議に入る必要があるというふうに私ども認識しております。そのための基本計画の策定のほうに移っていくということになります。

ですので、これに基づきまして、恐らくは変更計画を見据えた形で基本設計が必要になるというふうに考えております。

文化財の発掘調査自体は本年度中にめどがつくような形で私ども聞いておりますので、その発掘状況と並行したところで、歴史的史跡を生かす形での基本計画を策定し、国に変更計画を協議して、それで、それを基に次年度再開発の予算というのを確保していきたいと、こういうふうなスケジュール感で今考えているというところでございます。

ですので、当初は5か年という形でしておりましたが、そのスケジュール感で乗っていきけるのかどうかというのは国との協議次第という形になりますので、今はなかなか明言することは難しいのかなというふうには思っております。

ただ、なるべくそういう形で早めに整備ができるような形で、この辺はすり合わせ等しながら、ちゃんと国ともしっかり協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

ぜひとも一日でも早い再整備をしていただきたい。それから、山城跡が詳細がこれから分かってくるかと思いますが、そんな話聞いたら、鎮西為朝、できれば山城跡を再現するような何か整備等々できればしたほうが、より伝説が、言ったもん勝ちじゃないんですけども、少しずつそんな感じで情報発信できるのかなと思いますので、ぜひとも努力していってほしいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

ページ20です。款の9の消防費の中で目の2の消防施設費、節の14の工事請負費で、消防団第3部格納庫移転新築工事、この工事につきましては同僚議員より一般質問で質問があったと思いますが、改めて発注時期と発注形態を教えてくださいよろしいですか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

まず、今回の補正予算を通過、御承認いただいた後に、建築確認申請書の手続に入ります。その建築確認申請書が下りた後に管理業務委託契約等手続をし、8月頭ぐらいには入札を完了すると、遅くともそれぐらいにしたいと思っております。その後、着工から工期が半年――6か月間と見込んでおまして、2月には完成という予定でいきたいと思っております。

以上になります。

○3番（原 直弘君）

ちょっと先ほど入札ということでお話がありましたけど、この形態については指名競争入札ということで確認させていただきたいと思っておりますので、よろしいですか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

はい、指名競争入札で行いたいと予定しております。

○3番（原 直弘君）

指名競争入札ということなんですけど、町長が常々言われているのは、地元業者の育成ということで、こういった場面でも言われているということで私も聞いたことがあるんですけど、それで、町内でも建築業ということで結構多数されているかと思っておりますけど、今回のこの移転新築工事にそういった方々も御指名いただけるならば、当然、地元育成ということになるかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

建築資格をお持ちの方がちょっと今把握できていませんけれども、基本的に地元事業者指名競争入札でやっていくものだとして理解しています。

○3番（原 直弘君）

そうですね。ちょっと私が懸念するのは、指名競争入札である程度登録の等級を持った方の金額によって指名されると思うので、これは今ちょっと規則を見ているんですけど、ただし書で、町長が必要と認める時はということでも文言もありますので、ぜひともそういった形で地元の方の業者育成を前提としてこの御指名いただいて、とにかく町が主体となる工事で、なおかつ町に地区に密接する施設なので、できるだけ町内業者優先ということで考えていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと規則に基づいて発注をする以外の方法を今御提案ということになるのかもしれませんが、今、事業者が該当する事業者がない前提の話ですかね、町内には。ちょっとそこが分からずに答弁していますが。

○3番（原 直弘君）

すみません、確認したわけじゃないんですけど、結構この規則を見ますと、建築工事一式で指名されるとなればA級を持った方しか入れない状況になっているのかなと思っているので、そしたら、なかなか町内業者の建築だけを限定するといらっしゃらないかなと思った前提でこの質問をして、そういった要望というか、ただし書等で当然ある程度、地元優先を理由として指名できるんじゃないかということでお伺いしているところです。

○町長（武廣勇平君）

ちょっとそこは初めてのケースで、今の前提でいきますと、対象事業者がいなくても、入札の規則はあるけれども、それ以外の方法で発注するやり方がですね、併せて御提案いただければありがたいんですけども。私も今、知見を持ちませんので、通常そういった場合はどうやるのかも含めまして、事業者に落札機会を前提とした発注の仕方はやはり問題点が非常に大きいと思いますから、そこが法令上、リーガルチェックを受けてどのような対応が一番適切なのか、確認をしたいと思います。

○3番（原 直弘君）

そうですね、今、町長がおっしゃるのは当然だと思いますので、そのことを前提にこの規則を確認いただいて、いろいろ法令上はそういう、ざるじゃないですけど、そこら辺の取扱いについてある程度柔軟に対応できる法令とか、規則とか、条例とかありますので、その辺を見直していただいてできるだけ地元業者優先ということで考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

なるべくローカル発注率を高めていきたいという思いはあります。

ただ、一事業において事業ごとに規則等を改めるということよりも、例えば、下請については地元事業者を活用するような仕様にするとか、そういったことも可能ですので、落札機会を特定事業者を前提として発注するというよりも、どんな方法があるのか、ちょっと私も不勉強ですので、議員からも御指導いただきながら法令にのっとってしっかり対応していきたいと考えております。

○3番（原 直弘君）

今、町長の答弁で規則を改めるという言葉が出ましたけど、この規則を改めるんじゃなくてですね、規則の中の運用ということである程度ただし書があるもので、そういったのができるんじゃないかということで、できたら地元優先をお願いしたいということでこの質問を上げております。

○町長（武廣勇平君）

ありがとうございます。ただ、私が今までそういった発注の仕方をしたことがありませんので、しっかりと勉強していきたいと考えます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

18ページをお願いいたします。

款の8. 土木費、項の3. 河川費の河川総務費の中の工事請負費、準用河川等浚渫工事のことについてもう少しお聞かせください。

それと次の項の、項の4. 下水道費の目の1. 用悪水路費の節の14. 工事請負費、この2本ですね、これもちょっともう少し説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

まずは、項の3. 河川費、目の1. 河川総務費、節の14. 工事請負費の準用河川等浚渫工事費3,200千円でございます。

こちらにつきましては、屋形原地区にあります砂防ダムの堆砂している土砂の撤去のほうを計画しております。

続きまして、項の4. 下水道費、目の1. 用悪水路費、節の14. 工事請負費、上段、水路浚渫工事、こちらのほうにつきましては、前牟田学習等施設北側の水路に多くの土砂が堆積しております。こちらのほうのしゅんせつのほうを予定しております。

また下段、水路改修工事、こちらにつきましては、県道神埼北茂安線から旧野菊の里と言ってよろしいでしょうか、あちらのほうの県道接続部につきましては、のり崩れ等もありますし、県道と町道のアクセスがちょっと狭くなってできていないということがありますので、あそこの水路の改修を行って有効幅員の拡幅を図りたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

あちこちやはり必要に応じてというか、しゅんせつ等もそれぞれ計画的にやってもらっているかなと思ってうれしく思います。

準用河川の関係につきましては、おととの土石流が流れ込んで埋まってしまって機能が果たせない状況になっていたので、大変気にしていましたが、今回取り組んでもらう、本当よかったなと思っております。

ところで、危機管理監に一言お尋ねします。

先日、水防パトロールの成果表の説明をお伺いしたときに、ここの話を私がしておったかと思えます。あなたが昨日もちょっと出ましたけど、新聞コメントされた中で、北部は土

砂災害警戒をするというようなこともされていまして、この砂防ダムの件御存じですかと言ったら、存じ上げていないというような発言やったと思いますから、じゃ、ぜひ現場を確認しとってくださいというふうをお願いしておったかと思いますが、その後現地には赴いていただいたのでしょうか、その辺すみませんが、一言お願いします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

大川議員から指摘してありました砂防ダムの件ですけれども、お話をいただいたすぐ後に確認してまいりました。ありがとうございました。

○8番（大川隆城君）

ありがとうございました。やはりそれぞれからいろんな情報の一つとして、こういうふうな災害防止のための情報も入ってきたときにはいち早く現場を確認していただいて現場を知ってほしいというのが、いつも私が申し上げておりますとおり、その辺をきちんと押さえてから次の対策をとというのは、やっぱり確認せんことにはできないと思いますから、今後もそういうふうな迅速な対応をお願いしておきます。

次に進みます。

次のページ、20ページの消防費の関係でございますが、実は皆さん御案内かと思いますが、4月に総務省の消防庁のほうから全国の市町にという形で消防団の出動報酬引上げをということでの通達といいますかね、要請があったということだったものですから、今回の補正予算にも何らかの形でお示しがあっているかなと思っていたらあっておりませんが、この件については当然どこの市町も考えていかなくちゃならないことではありますが、我が町としましては、この件については今後どういうふうな形で、いつ頃の時期に、どうするかというようなことが、もしもう既に計画といいますか、お考えがあるとするならば、お願いしたいと思います。

○総務課長（矢動丸栄二君）

消防庁のほうから金額的な表示、出動手当とか年間の報酬とか、表示がございました。それは全国の市町村に表示されているところでございます。

各市町ごとに報酬とか出動手当とか、額も全然まちまちでございまして、全国的にそれを受けながら見直しをされると思います。

上峰町としましても、令和4年度の当初予算に向けて、お示しになった金額を参考に調整を進めていきたいと考えております。

○8番（大川隆城君）

この件についてはもう言うまでもなく御案内かと思いますが、1日出動手当8千円、年額36千円の手当ということでお示しがあっておりますけれども、その反面、今度はそういう要請があったものですから、総務省としても補正予算等を考えていくということは示しをされておりましたけれども、うちの場合は前回、報償引上げされましたね、去年やったかな。そ

んなに時間がまだないもんだからどうかなというふうなことも思わんじゃございませんが、やはり消防団員の減員というのがもう全国的な流れとしてあると。うちの場合も今までお聞きしてきた中では、大体、不足はないような話も聞いてきておりましたが、今後どうなるか分かりませんもんですから、やはり総務省の示しに沿ったとろでしていただければと思いますので、先ほど課長から令和4年度の当初でというようなこともお示しいただきましたので、ぜひその辺は協議をされてお願いをしておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（中山五雄君）

大川議員いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

17ページです。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節12. 委託料、説明で調査設計業務委託料、これは午前中、同僚議員の質問にもありましたけど、一応念のために確認で質問させていただきます。

これは流域治水推進事業、県補助事業をそれに町費を乗せて行う事業であるということで積算をされてあるようです。ここは、この積算の基となる地区はどこの地区を積算されましたでしょうか。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうから、先ほど質問ありました調査設計業務委託料13,000千円について御説明いたします。

こちらにつきましては、県のほうに補助要綱が示されたあと、事前ヒアリングという形で行ってまいりました。その際当町としては、今年度2地区、また、後年度につきましても当該補助金を使いまして、他の地区についても申請を続けていきたいという旨を伝えております。しかしながら、県の当初予算では20,000千円しか計上されていません。こちらにつきましては、県のほうが応募多数の場合は9月の補正予算も検討してなるべく各市町の御意向に沿うような形で考えていくという形をおっしゃいました。

ちなみに、今回は第1回の募集で補正予算後が県議会へ議決されれば第2次募集もかけるということで御返事をいただいておりますので、まず、当町としては2地区、前牟田、江迎、坊所、堤とございますが、その中で2地区を申請したいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

24ページ、款の10の教育費の中の目の2の体育施設費の中の委託料ですね。中央公園遊具等改修設計委託料が10,948千円出ていますけど、どのような規模での改修を前提としてあるのか、お聞きしたいと思います。

○生涯学習課長（小川成弘君）

24ページの目の2. 体育施設費の中の12の委託料、中央公園遊具等改修設計委託料でございますが、中央公園はただいま大型複合遊具施設及び小型の遊具施設がございます。

これにつきましては、先般、12月の定例議会のほうでも質問を受けているところではございますが、既存の部分につきましては、全面的にリニューアルということで改修、全てを撤去した上で新しいものに変えていきたいというふうに考えている部分のものでございまして、その設計委託料のほうを今回計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今までの同僚議員からの中で、今回、幼児用の遊具の充実をということで言われていたかと思うんですけど、それも含めての小型の全体的なリニューアルということで考えてよろしいんですかね。

○生涯学習課長（小川成弘君）

そのとおりでございまして、小型のほうにつきましては、今までは基本的に今現存の部分につきましては、3歳から6歳が対象になっているところではございます。それよりも以下の1歳から3歳、乳幼児とも言える段階がございまして、その部分の器具も今回の部分には上げていって、分けしながら、安全性を確保しながら、小型につきましては、1歳から3歳の部分と3歳から6歳の部分も、どちらも設置していきたいというふうには現在計画したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

リニューアルの内容については分かりました。

先ほどちょっと希望を聞いたのは、ちょうど今、大型遊具の南にある健康を目的とした器具とかが若干あると思うんですけど、そこも結構荒れているので、それも含めてですね、そしてまたあんまりそこで遊んでいる子がいないような気がするんですが、当然、大人用の健康器具ということで設置してあると思うんですけど、その辺の対応というか、今回、その改修とかも考えておられるのかどうか、確認したいと思います。

○生涯学習課長（小川成弘君）

先ほど御質問のとおりでございまして申し訳ございませんが、あの範囲4,000平米程度、シルバーパークといいますか、あそこも含めたところで現存の大型及び小型も含めてあの一

帯につきましてはリニューアルをしていきたいというふうに考えているところでございます。
以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、あの部分も含めて改修ということだったんですけど、今の健康を目的とした器具等もまた設置するんですか。それとも、もう全部取っ払って、あくまでも遊具のみにするのかどうか、確認したいと思います。

○生涯学習課長（小川成弘君）

それにつきましては設計等々でもありますが、現在のところは子供から大人まで、高齢者まで、触れ合いの場所というふうな形は取らせて——中央公園はいろいろ散歩されている方もいらっしゃるし、幅広い年代というふうに捉えているところでございますので、当然、高齢者の方にも使っていただくような形で新しくリニューアルというようなことで進めていきたいとは思っておるところでございます。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかは質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

17ページです。

先ほどと同じところでございます。款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、目2. 道路維持費、節14. 工事請負費、町道補修等工事ですけれども、これが下津毛三田川線及び坊所南北線ということでした。

具体的に、下津毛三田川線はどこからどこまでの補修工事、または坊所南北線もどこからどこまでか、分かりやすく教えていただけたらと思います。あと、距離数もお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

大川徹也議員がおっしゃったのは、目の2のほうでよろしいでしょうか、目の3のほうでよろしいでしょうか。（「すみません、大変失礼しました。目3. 道路新設改良費です。そして、節の12. 委託料です。説明、調査設計業務委託料の件です。大変失礼しました」と呼ぶ者あり）

○建設課長（高島真幸君）

目の3. 道路新設改良費、節の12. 委託料77,538千円につきましては、先ほど答弁で言いましたが、60,269千円が下津毛三田川線の路線測量の実施設計、用地測量や補償費算定の金額になっております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

私の趣旨がよく伝わっていないようで、下津毛三田川線のどこからどこまで、例えば、坊

所南北線はどこからどこまでを言うのか教えていただけますか。それとあと、距離とお願い
します。

○建設課長（高島真幸君）

こちらのほう、下津毛三田川線につきましては、変則5差路を含む交差点、県道坊所城島
線の下津毛南交差点と変則5差路がある2か所の交差点改良事業の設計委託関係の委託料と
なっております。坊所城島線につきましては、昔ありました吉田商店様から南側の測量関係
の費用となっております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

これは部分的なものなんですね。下津毛の県道坊所城島線の、あの交差点の部分と変則5
差路の分の調査設計で60,269千円、そして、坊所南北線はちょっとよく分からなかったので、
もう一度お願いしていいですか。

○建設課長（高島真幸君）

坊所城島線は、はちや店からの東西の道路と小学校の西側の道路の交差部の交差点から県
道神埼北茂安線に向けた区間の用地測量業務となっております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、了解、いいです。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

すみません、項目ごとに分かりやすくちょっと一回一回手を挙げさせていただいておりま
す。ちょっと続きますので、御了承ください。

16ページです。

款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費、節の12. 委託料、地域
通貨業務委託料4,370千円ですけど、昨日の一般質問の中でも少し説明を受けましたけれど
も、再度お願いします。地域通貨業務委託内容についてを教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

大川徹也議員御質問の12節の委託料、地域通貨業務委託料の内訳でございますが、地域通
貨発行します、地域通貨を運用いたしますプラットフォームの業務委託としまして、電子通
貨プラットフォーム運用業務委託料としまして1,969千円を見込んでおります。

その他、ミネカポイントを生産する場合に、1%の生産の金額がかかりまして、そのポイ
ント生産の委託で1%分を見込んでおります分で、このポイントがクーポンチャージ事業、
またはボランティアポイント事業、これの分の合計のトータルの1%分で1,270千円を予算
措置しております。

その他、決済用の端末の台数が足りなくなるというふうなところも見込みまして、端末のリースの委託料としまして400千円、また、ミネカの再発行にかかります費用といたしまして500千円を計上し、トータルで4,370千円を予算しているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

なかなか理解が難しいちょっと分野であるんですけども、課長にお伺いします。具体的に誰がどのような場所で行うような業務なんですか。

○産業課長（日高泰明君）

まず、電子地域通貨プラットフォーム運用業務委託としましては、プラットフォームのシステムを運用しますところの委託料でございます。電子的なところのソフトになりますが、そういったソフトの業務を滞りなく行うための委託でございます。業務といたしましては、システムの保守委託というふうなところの関係になってくるかと思えます。そのシステムを使いますのは、私たち産業課の職員でそのシステムを使うわけでございますが、必要なところで、その運用につきましてこういった委託料を組んでいるところでございます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時15分まで休憩いたします。休憩。

午後2時 休憩

午後2時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

議案第24号の質疑からお願いします。

○2番（大川徹也君）

今度は9ページです。款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の18. 中心市街地活性化事業費、節の12. 委託料、LABVアドバイザー委託料、これは同僚議員の質問であった内容ですけども、このLABV方式という官民の連携して行う方式というのが日本ではまだ行われたことがなく当町が初めての導入ということで、このような例が少ない、日本国内においてはまだない、こういうLABVをアドバイスするような方というのはどういう方なんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私どものほうで今想定しておりますのは、国交省とかのPPPとかの連携パートナーでお

られる方がいらっしゃいます。この方が実質このPPP業界の第一人者と言われている方でございまして、LABV方式につきましても、この方がいろいろ論説だったり論文だったり、こういう形で、国のほうに対してもこの事業に関しての説明とかを行っているようなところがございまして、海外の状況につきましても相当の知見をお持ちの方でございまして、そういった方をグリップして私どももいろいろアドバイスを頂戴したいというふうに考えているところでございまして。

○2番（大川徹也君）

それは、いわゆる実業の方でしょうか、それとも、学者さんですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

この方は実務も相当数こなされておりますし、学者でもあります。兼ねておりますという意味です。

以上です。

○2番（大川徹也君）

そのような方であるなら心強いかなどは思います。

町長の答弁にありましたけど、この中心市街地活性化事業を行うに当たってずっとアドバイスを受けてきたということですけど、それと同じ人ですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

さようでございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、次の質問に参ります。

今度は8ページです。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の10. ふるさと納税費、節の13. 使用料及び賃借料、マイナスの20,000千円ということで、ポータルサイト利用料がマイナス20,000千円になっている理由は何ですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これにつきましては減額の20,000千円ということですのでしておりますけれども、これは予算編成時に各社ポータルサイトが使用料を値上げするというので私ども情報が入ってございました。それで見積もりを取っていたところでございまして、それに基づいて算定した経費ということでございます。

ところが、実際蓋を開けてみますと、各ポータルサイトがそういった値上げの意向というのを全国の各自治体にお伝えしたわけなんです。すると、各自治体からそれなりに反発がありました。我々ももちろん反発したところではあるんですけども、そこで上がり幅が随分抑えられたというところでございまして。

本節におきましては、そういった形での募集に係る経費という形になりますので、そこで

の上がり幅が上がることによって各自治体とも難色を示したというのが実情でございまして、それによる効果ということでの減額20,000千円という形で御理解いただければと思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

じゃ、続きまして、同ページですね、上の段です。

節の12. 委託料、地域ブランディング事業業務委託料についてですが、これについてですが、町長の答弁の中に、ふるさと納税の寄附金額の落ち込みがある時期に見られているので、いわゆるてこ入的にPRを打って、そして、認知度を高めて寄附額を増やしたいと、そういう趣旨の答弁がありました。

例えば、そういったことを行うときに、その相関関係ですね、これを行ったからこういう結果が出た、一般的に言う費用対効果、そういう庁内でそういうのを計る、何かしら計算方法なりそういう仕組みなりというのは何かありますか。

○町長（武廣勇平君）

これは成果物として委託業者から頂いているものと理解しております。

例えば、テレビのスポット回数をタイムラインに沿って打つ回数と寄附金額の増高についての相関関係を成果物として頂いてきたという認識でございます。

○2番（大川徹也君）

では、次に進みます。

今度、歳入ですね、5ページです。

款の17. 寄附金、項の1. 寄附金、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節1. ふるさと寄附金基金繰入金、説明書き、ふるさと寄附金基金繰入金、残高が5,915,262千円ということですが、これはいつの時点での残高か、教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは令和2年度末の基金額からいろいろ取り崩したり、あと基金に積んだりということ増減ございますけれども、これは予算上の見込み額という形で御承知いただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

予算上の見込み額ということは、現実にはこの金額までないということですか。予算上のくらいになるだろうということですか、具体的にちょっと教えていただけたら。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

もうちょっと詳しく説明をいたしますと、例えば、令和2年度の基金末残高、これはちょっとまだ決算受けていないので、見込みの段階、もうこれの時点でまだ決算は受けてい

ませんので、見込みの段階になりますので、そういう言い方をしておりますけれども、その残額に加えたところで、当初予算編成するときには歳入額見込むわけですね。それに取崩し額、今回も補正がっておりますので、基金からの取崩し額等を見込んだところで、このまま推移していけばこれぐらいの額になるという形での見込み額というようなことで考えております。

ですので、今現状といたしましては、6月補正、この今上がっている議案を議決していただいた場合という形での見込み額ということでの推計という形でお見込みいただければというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

それでは、復唱しますが、この5,915,262千円というのは、令和2年度末のまず残高、それプラス今年度入ると見込まれる寄附金額プラス今回の基金繰入金の620,000千円弱を合計したものという計算でよかったですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そうではございません。令和2年度末の基金見込み額という形で53億円ほどを見込んでおるところでございます。これはちょっとまだ決算受けていないので、決算認定を受けていないので、はっきりした数字じゃないという御理解をお願いいたします。そこに、当初予算額では、ふるさと納税40億円の収入を見込んでおりました。これは当初予算額です。そのときに取り崩しているといえますか、基金繰入額が28億円程度でございます。それで、今回6月の補正予算で617,000千円ほどをしておりますので、端的に申し上げますと、53億円プラス40億円引く28億円引く617,000千円というような形になるだろうというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

数字は分かりましたので、後でゆっくり自分なりにそしゃくしたいと思います。でも、仕組みは教えていただいたので、よかったです。ありがとうございます。

それでは続きまして、これで最後の質問になります。3ページです。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の4. 総務費国庫補助金、節の7. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、説明書き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、これの約68,000千円弱のその予定の用途は、使い道はどういう予定をされておりますか。

○財政課長（川原俊史君）

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の4. 総務費国庫補助金、節の7. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の用途ということですが、産業課所管の地域通貨発行の負担金のほうで充当をかけております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

それはこの68,000千円弱、その全てを今回の地域通貨の事業に全部充てるということですか。

○財政課長（川原俊史君）

そのように御理解いただいて結構です。

○2番（大川徹也君）

じゃ、以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第25号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第25号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第26号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第26号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第27号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第27号 動産の買い入れについて。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

この契約の締結方法が指名競争入札ということでありました。参加者は物品納入業者さんということで説明を受けておりましたが、じゃ、この入札に参加された業者は何者おられたのか。そして、もしよければ参加された名前もお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

入札の業者の者数というお問合せかと思えます。

入札の業者は3者でしております。今の町の物品を単価契約している業者さんの3者であります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

契約されている3者ということですが、よければ会社名等を教えてもらえませんか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

こちらのほう、うちのほうの単価契約業者さんで、町のほうの業者さんという形のところでお願いしたいんですけども、よろしく願いいたします。

○8番（大川隆城君）

名前は出せませんか。何か理由があるわけですかね。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

まず、株式会社服巻商事さん、それから、株式会社クキナミさん、それと、原田株式会社、この3者になっております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、オーケーです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第28号

○議長（中山五雄君）

日程第8. 議案審議。

議案第28号 権利の放棄について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この案件につきちょっと私は疑問を持っておりまして、私の記憶の間違ひがあるかもしれませんが、御容赦をいただきたいというふうに思っております。

この案件につきましては、資本金と若干関連が出てきますので、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

敷地と建物で評価額はイオンさんと自動車学校の跡地ですね。約5億弱と評価を行政はされておりましたよね。そうしますと、ここですね、上屋の建物を放棄したときに、解体というのがここ出てきますよね。それは町ですか合同会社ですか、その辺についてお尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは一般質問の中とかでもいろいろ御質疑をいただいていたところなんですけれども、まずは、プロジェクトファイナンスとして解体が乗るかどうかというところをまず考えなきゃいかんということで、もし仮にそちらのほうでできるということであるのであれば、町費の分に関しても幾らか軽減ができるという観点から、まずはそこを探っていく必要があるというふうに思っております。そのためには、合同会社が解体をできるような環境をちょっとまず組成する必要があるということで考えた上でのこの発想でございます。

仮に町が建屋を壊すということで判断をするのであれば、その場合であれば、まず予算案をしっかりと上げて、その予算を、先ほどの第27号議案のような形で仮契約という形で議会に案を提出するというような流れになりますので、今回ちょっとそういった手法をとっていないということになりますので、これは可能性をといいましょうか、選択肢を広げるための一つの議案の提出という形になっている旨で御理解を頂戴できればというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

私はそこに疑問をちょっと感じたわけですね。そもそも建屋、敷地を、無償譲渡を合同会社にするよというお話は行政のほうからお聞きをしておりました。

そこで、そのまま合同会社に無償譲渡をすればいいじゃないかなという感じが僕はした。そうすると、合同会社の中で予算組んで解体すればいいのではないかという疑問を持ったので、今の説明では、マイナスの話は僕はしていませんので、ちょっと答弁にはならないよね、私の質問からずれていると思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員お尋ねの件は、恐らくは、建屋をなぜ合同会社に譲渡しなかったのかということかと思えます。

その御疑念に関してなんですけれども、先ほど、土地の出資は既にしております。その土地を出資したことに関して、不動産に関しての公租公課がやはり相当数かかるというふうになっております。これは建屋を同じようにやった場合、ちょっと評価額まではつまびらかにお話しできませんけれども、税額算定からいたしますと、恐らく建屋を譲渡した場合、1

億超えの租税がかかるというふうに思います。解体を前提としている建物に1億かけるかどうかというところが1つあります。ですので、土地のみの出資とさせていただいたほうがお互い建設的ではなかろうかということでこういう案に至っているというふうに御理解を頂戴したいというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

そういうことであれば理解はいたします。

ただ、資本金に影響が出てくるのではないかと感じが僕はしたんですよ。建屋も敷地も入れたところで5億弱の譲渡をするという、それが資本金になっていますからね。そうでしょう。それには影響はないわけですね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは建屋を仮に譲渡していたら、その建屋の額も資本金の中には当然入ってくる形になります。それで、解体を前提としておりますので、解体した段階で原資という形になります。ですので、結局は今のその土地の資本額という形の中で収まりはするんですが、一応、解体を前提としていたということもございますので、土地のみの出資としたほうが建設的だろうということで、こういった形に至っているということで御理解頂戴したいと思います。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと補足しますけど、今お尋ねだったのは、建屋を含めてその資産に今入っているかということだと、お尋ねの趣旨はですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

現在、土地の部分だけでございます。

○7番（吉富 隆君）

そしたら、もう単刀直入にお尋ねをいたしますが、放棄をしました。その解体費用というのは、当然、解体というのは入ってくるだろうと思いますが、合同会社でやられるのか、町からその解体費用を出すのかという2つの選択肢しかないと思うので、どのようにお考えでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まずは、合同会社のほうでのファイナンスで可能かどうかということをもまずはやるべきだというふうに考えておまして、こう考えております。もし合同会社のほうで可能ということであるのであれば、その解体費については町からの、全部ファイナンスで見れるということであれば町からの拠出はないような形にはなってくると思います。

ただこれが、ファイナンスが、例えば、十分ではなかったとか、半分まで出たとか、そういうこともいろいろ検討としてはあり得ると思います。ただ、そういった際には、前回の一般質問の中でもお話があったかと思いますが、幾つかの選択、3つぐらいの選択肢をたしか御提示したかというふうに思っておりますけど、そういった手法をまた検討するという必要はなくなる可能性はないわけではないというふうには思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

非常に難しい問題ではあろうとは思いますが、やっぱりもう何回も財政の問題を私は思います、これを解体するというとですね、5億は最低かかるであろうと、私の試算ではね、坪当たり30千円かかるとそういうふうになるはずなんです。それを町で見るということになる大変なことだなと。私は合同会社で、ファイナンス会社の問題あるにしても合同会社でしていただいて、そして、合同会社で予算計上をしていただくことがベターではなかろうかという考えは持っておったので、確認の意味でお尋ねをしたところでございますが、今後についてはファイナンス会社との問題等々があるようでございますので、ぜひともですね、町からのお金を使わない方法で議論を進めていただきたいということを強く、これはお願いをしておきたいと思えます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

今回この権利の放棄ですね、借地権の放棄ということで、3項目に、権利放棄の時期が解体除去工事の開始の日ということになって、この議案が通る前提として今回これを放棄することで、合同会社が解体するときにはもう議会の議決が要らないんですかね。まだ名義は、これは放棄になっても建物の所有者は町となっているはずだと思いますので、その辺をお聞きしたいと思えます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そうですね。基本的に再度の議決は、そこまでは上程することはないというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

ということは、この3番の項目のこの権利放棄の時期の文言が入っているから要らないということですか。それとも、もう全体的に放棄するから要らないということですかね、その辺をお聞きします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

この場合においては、土地が今、合同会社の所有権を持っております。建屋のほうの町の所有権という形で、ちょっと異にしている状況になっております。

状態としては、建物の所有権、移転登記を既に行っておりますので、それは今、上峰町の名義になっています。つまり、所有権の登記がなされているということは、そこで借地権が設定されていると同様のことになるんですね。それが法律的に保護されているというのが私が補足説明の時に申し上げた手段でございます。

イオン九州株式会社のほうから寄附の申入れがあったときに、それを負担付寄附という形で議決をいただいた際に、滅失登記という形での条件がたしかあったかというふうに思っております。

滅失登記は、基本的には、これは状態にもよるんですけども、最低でも屋根と壁がない状態でないと法務局が受け付けてもらえないというふうにちょっと認識をしております。ですが、建屋を解体着手した日から借地権がなくなるという状況にしておかないと、解体の着手がちょっと難しくなるのではないのかというふうに思っております。確かに滅失登記をすれば建物がなくて、上峰町の所有権自体もその時点ではなくなります。ですので、その間の借地権というのを放棄しておく必要があるということで今回議案として提案させていただいている、そういう意味での権利の放棄ということになります。すなわち、建屋を解体しますという意思表示でもあるというふうに捉えられることになるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

大体趣旨は分かったんですけど、ちょっと私懸念するのは、その放棄によって、こういうことはないと思うんですけど、合同会社がですね、もうその建物を自由にできるという、そういうふうに考えたんですよね。とした場合に、今放棄をしてしまうと、その流れによって、当然、町も入っている組織だから、そういうことはないんでしょうが、そういうこともあり得るのかなということで、この権利の放棄がそういうふうな妥当なものかどうかをちょっとお尋ねしたかったんですけど、それについてお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員の御懸念のほう分かりました。

ですので、今、実行の日を、解体除去工事着手の日というような形でしてあったかと思えます。ですので、もうそれは既に解体工事をする日ということにしておりますので、その前日という手法も実はあります。ただ、前日とするよりも、実際に着手する日というほうが議員が懸念されているような材料に関しては払拭できるものというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

これをもって合同会社が解体するのが決定したというわけじゃないんですよね。ということで確認いたしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

選択肢が広がったということで御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

私にももう少し分かるように質問をさせてください。

この権利の放棄ということがイコール解体除去を議会で許可すると、それはもうイコールということですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

通常、これは建屋でも家でも結構なんですけれども、家を建てる時と仮定をいたします。例えば、土地と建物で恐らく同一の所有人だと思えます。例えば、土地を私が持っていて、その上に私が家を建てる、これはごく自然な流れだというふうに思っております。

ただ、私が持っている土地の上に、例えば、大川議員が建屋を建てたいと言われた場合には借地契約というものが出てきます。これは借地契約がない以上は家建てられないということになってきます。今回はこの借地契約を放棄するという形になっておりますので、借地契約がないということは、上に建屋が存在するという礎をなくすということなんです。それはすなわち解体を除去するのか、あるいはこういった形になるかは分かりませんが、そういった建屋に関してそこの上の存在を認めないという近いことになってまいりますので、そういうことをそういう表現でさせていただいたということになります。

以上です。

○2番（大川徹也君）

その権利の放棄をすることによって建屋について所有者であった上峰町がもうどうこう言う権利がないということですね。そうするときに、もちろん解体されるんでしょうけれども、解体をするに当たって解体の費用も合同会社で資金をつくるということだったんですが、何か最初の説明とだんだん違ってきて、町はもう本当、土地だけしか出さないということであったんですが、今度、公租公課のお金もアドバイザーのお金も含めてそうですけど、少しずつ町が出していかなくちゃいけない部分というのが見えてきました。

解体費用についてもお金が集まらなかったら、もしかしたら町が多少にかかわらず出していく、費用を払っていくということも考えられるということなんでしょうけれども、もう権利を放棄したから、議会の議決も要らずに仮に町がどのくらいのお金とか全く要らないか分かりませんが、上峰町がそういう金銭的な負担行為を行う場合であっても、もう議決は取らずに解体をしてしまう場合があるというふうに考えていいんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

仮に町が何がしかの拠出をして合同会社にお渡しするような局面があったと仮定します。その場合には、必ず予算に盛り込まなければなりません。となると、当然その予算書というのはこの議案として上程することになりますので、そこを、議会を無視してそういうことというのは、まずもってできないだろうというふうに思っております。

以上です。（「よろしいでございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第29号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第29号 上峰町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

森園敦志君の退場を求めます。

〔森園税務課長 退場〕

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

しばらくお待ちください。森園敦志君の入場を認めます。

〔森園税務課長 入場〕

○議長（中山五雄君）

日程第10 議案第30号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第30号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

ちょっとこの件で確認をさせていただきたいんですが、コロナ対策に、ワクチンの接種については全額国庫負担で賄っておるうちにちょっと見受けませんが、間違いないでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

費用については全額国庫負担ということで、議員おっしゃいますとおりでございます。
以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

一昨日だったと思いますが、朝のNHKの放送で唐津市の向島では、12歳以上を先行接種、全てもうやってしまうという報道があったんですね。今回補正で上げておるのは64歳から60歳までの分じゃないかなと思いますが、国は12歳以上に接種をするようなテレビ報道がなされていますが、上峰の場合、12歳以上の接種はいつぐらいになるのか。分かる範囲内で結構ですので、教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今回補正予算に計上させていただいておりますのは、議員おっしゃいます12歳以上が対象になっております。国が示しております対象者全員の経費となっております。

12歳以上の接種時期についてですが、こちらも先日国のほうから希望する全国民を対象に、10月から11月までをめどに完了させるということの発信がございまして、上峰町におきましても、そちらの10月から11月を完了にということで事業進めております。

以上でございます。（「ありがとうございます。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

4ページです。

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の12. 委託料ですが、この説明書きの一番上のコールセンター等運営業務委託料及び一番下の段、新型コロナワクチン接種事業相談窓口業務委託料、この業務内容の違いを教えてくださいいいですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

節の12. 委託料の説明欄の上のほうです。コールセンター等運営業務委託料になります。

こちらについては、事業を始めました当初、電話回線が大変つながりにくいということで住民さんからの声をいただいた分がございまして、こちらについて電話回線を今回増やすことを想定しまして計上させていただいております。

また、回線につきましては、住民さんの負担がないようフリーダイヤル等での設置を考えておりまして、また、スペースについては、庁舎の1階のフロアのほうを少しスペースを設けまして、コールセンター、それから、窓口対応の設営をしたいと考えております。4,000千円につきましてはその費用です。

それから、その1つ下、説明欄の一番下になります。

新型コロナワクチン接種事業相談窓口業務委託料になります。

こちらについても、国の前倒しのスケジュールによりまして、集団接種等の1日にできる、

1回にできる接種人数を増やしたいと思っております。そこについて、看護師、事務支援、人件費をこちらで計上させていただいております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、今、課長の説明では、コールセンター等運営業務は、電話回線など、いわゆる設備費及び電話の受付業務とちょっと聞こえたんですが、窓口業務と聞こえたんですが、そして、一番下の新型コロナワクチン接種事業相談窓口業務というのは、コールセンター等で外部から来て加勢していただく方の人件費、その設備費と人件費に主に分かれるという大まかな考えでいいんでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今、議員がおっしゃいました内容についてはそのとおりでございますが、ちょっと付け加えさせていただきますと、説明欄の一番下の新型コロナワクチン接種事業の相談窓口業務委託料、こちらにつきましては、今後、障害者の方の受入れですとか、それから、12歳から15歳という年齢の低い方も対象になりますので、人件費としては看護師さんのほうの予定をしております。そちらについての費用を計上させていただいております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、いわゆる医療の知識を持った方々が役場の1階の、今コールセンターとして造っていらっしゃるスペースの、その中で対応をされるというイメージでいいんでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

1階のスペースで対応するのかという御質問だと思います。

今のところは、今実際、発熱の外来の方をちょっと受付するようなスペースがありますけれども、その場所を少し移動させまして、今使っております1階の会議室、それプラス1階のフロアのスペースを使いたいと思っております。

以上でございます。（「よろしゅうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

説明の4ページの中の款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費の中の節の7. 報償費、謝金とありますけど、これは説明で、町の医療関係者ということで説明を聞きました。これから64歳以下がワクチン接種が始まっていく中で、今現在、ワクチン接種に関わられている医療関係者の期間を延ばす謝金なのか、また新たに、体制強化のために新たに医療関係者を募集していくものなのかを教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

節の7の報償費の謝金でございますけれども、こちらは先ほど少し述べさせていただきました集団接種については人数を増やしていきたいと考えておりまして、そこに体制を整備する看護師の謝金になっております。なので、人数が増える分になっております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

これからは上峰町だけではなく、かなりの市町村で多分、人の募集とかあってくるかと思えますので、人数確保をしっかりしていただくよう。今、佐賀市とか始まっているところの話を知ると、かなりワクチン接種の業務が過多になって休む時間がないとかですね、ニュースで聞きますので、その人員確保はしっかりと行ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第31号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案審議。

議案第31号 上峰町副町長の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

日程第12 発議第1号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

発議第1号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、発議第1号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、6月17日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、6月17日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

午後3時2分 散会